

令和3年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年6月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年6月8日 午前9時宣告

開 議 令和3年6月8日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	11番	中村	卓司	12番	永田 耕朗	13番	西村	清勇
	14番	藤原	健祐					

欠席議員 10番 岡村 統正

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正和

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和3年6月8日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

副議長（松浦隆起君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

岡村統正議長から本日の会議欠席の届けが出ております。私为本日の会議を進めさせていただきます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

7 番、森正彦君の発言を許します。

7 番（森正彦君）

おはようございます。7 番議員の森です。毎日毎日コロナコロナのニュースが話題でうんざりしますので、私はコロナのことは言わんつもりでしたが、早もうコロナの話をしてしまいましたが、コロナに関しまして本当に職員の皆さんや執行部の皆さんが日夜奮闘してくださっておりますので、感謝とお礼を申し上げます。

今、梅雨空ですが、この梅雨空が明けるようにコロナもすっきりとコロナ明けがくるのを本当に待ち遠しく思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、最初に佐川町史の編纂であります。これを持って階段を上がるのは大変重たかったです。重さをずっしりと感じました。しかし、私が軽々しく重さを感じる以上にすごい重い長い歴史があるということだと思えます。この佐川町史の編纂についてであります。

この件については西森議員も指摘しておりまして、今も応援のお言葉があっておりますが、この質問をするきっかけになったのはですね、斗賀野地区でこの歴史アルバムをつくったことでもあります。このアルバムは平成から令和へと年号が変わる際に一つの区切りとして、村の記録を残し、本として出しておいたらよいのではないかと。で、つくっておかなければならないのではないかと、そういう思いで取り組みました。そしてまた、今やっておかないと写真などの資料が散逸してしまう。古い昔のことを聞けなくなるのではないのかという思いで斗賀野元気村が中心となって編纂をしました。

その中でわかったことは「ようやった。もっと早かったらよかったかも。」とかいうことでした。それは戦中、戦前の話が聞き取りがなくなっているわけでございます。で、写真を集めるにも苦勞をいたしました。

佐川町史は昭和 56 年と 57 年に出されています。町制 80 周年を記念して編纂されています。それから 40 年、今 120 年です。編集には時間がかかります。前回の町史は 5 年くらいかかったようです。で、5 年かかるとしたら今から始めても 125 周年に間に合うかどうかということになるのではと思います。しかし、前回と違って、現在はもっと短い期間でできるかもしれません。どのような内容でどのような形のものをつくるかによっても違ってきます。

町長にお聞きします。町史の編纂をするのか、するとしたらどのようなものにするのか、そして発刊をいつにするのかお聞きします。よろしくをお願いします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。森議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

以前、西森議員からも御質問いただきました、町史の編纂につきましては編纂をしたほうが良いというふうに思っております。これは佐川町の歴史をしっかりと残すということでもとても大切なことだというふうに思っております。

どのような形で編纂をしたらいいのかという御質問ですが、今日、重たい本を町史をお持ちいただきましたが、そのような形で紙の媒体で製本したものを一つはしっかりと残したほうが良いというふうに思っております。また、合わせて、今の時代ですから同じものを、同じ内容のものをデジタルデータとして保存をするということももちろん考えないといけないというふうに思っております。

できれば、今の時代は動画、映像を簡単に撮影をして残すということもできるようになってます。佐川未来学の中で食生活改善推進協議会の皆さんが料理をつくっている様子を動画に収めたというものも今資料として佐川町のホームページから見ることができるようになってます。そういう佐川町の歴史、文化、食、そういったものを町史と合わせて動画でも残していきたいと、そうしたらより将来のため、未来のためにはいいのではないかなというふうに思ってます。

時期についての御質問をいただきましたが、時期について今この場で私がいつということとはなかなか難しい部分がありますが、今、新図書館の建設に向けて進めております。今年は基本計画を立てて、できれば建物そのものの基本設計までいきたいというふうに思っております。今の予定で順調に進みますと、令和 6 年の 4 月 5 月ごろ

には開所できるのではないかなと、開館できるのではないかなというふうに思っております。図書館の基本構想、基本計画、開所、開館までは住民の皆さんに多くかかわっていただいて、私たちの町の図書館ということで、住民の皆さんにも少し運営にもかかわっていただくような仕掛けの中でワークショップ、話し合いを積み重ねながら、アイデアを出し合いながら新図書館の開館に向けて流れをつくっていきたいというふうに考えております。

町史の編纂につきましては、その図書館の住民参加の図書館づくり、まちづくりの流れを生かしながら町史編纂に向けて進んでいくのがいいのではないかなというふうに思っております。ですから、令和6年、新しい図書館、新図書館が開館をしてから少し間を置いて、その流れを町史の編纂に向けていけばいいのではないかなというふうに思っております。そうしますと仮にそこから5年ほどかかるということになりますと、1900年に佐川町制が初めて施行されたときから言いますと、130年と、町制施行130年の2030年ごろに町史の編纂ができるという考えも、考え方もあるのではないかなというふうに考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。編纂はしなければならない。内容としてはこういう紙の媒体もあるし、デジタル化してさらには動画とかいうようなことも考えられているようでございます。図書館の利用、あるいは时期的には130年ぐらいになるのではないかなというようなお答えでございました。

で、この前回の町史、これ内容を見てみますと地質から始まり、縄文時代から現代までの町の推移が政治や暮らしまで収録されています。また、人物、文化財、史跡などは「わが町の人びと」と「わが町の文化財と旧跡」に収録されています。本当によくここまで調べあげたものだと感心します。これからつくる町史は現代の町史なので比較的編集しやすいかもしれません。しかし、内容によっては多くの時間を要する可能性もあります。私は今回も時間をかけて詳しくこの40年の町の変遷を記録していくべきだと思います。40年50年以上たつと聞き取りの部分がかなり難しくなります。斗賀野のアルバムするときでももう90歳を超えて、戦前戦中、90歳を超えておりますので、忘れたとかこれも対象の人が本当に減ってきてまして、大変でした。本当に聞き取りの部分が難しくなりますし、佐川町の歴

史は政治や出来事の歴史だけでなく、人々の暮らしの歴史も記しておかなければならないと思います。編集委員会を立ち上げる段階でも、準備段階でも1年や2年かかるようです。130年くらいにするにしても、できるだけ早く、早期に取りかかることだと思いますがいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。森議員のおっしゃいますようにできるだけ早く取りかかれれば、そのほうがいいのだろうというふうには思っています。

今、道の駅と新図書館という大きな事業を抱えて、役場職員一生懸命頑張ってくれています。庁議の場で各課長の意見も聞きながら、どのようなスケジュールで進めていったらいいのか、そのあたりをしっかりと協議をして検討したいというふうに思っております。以上です。

7 番（森正彦君）

このことに関しましては、町史編纂委員会なるものを立ち上げて編集に取りかかることになると思いますが、そのとにかく、準備段階でたくさんの方が、編集委員会立ち上げるまでの段階も非常に大事になってきます。協議が。そのあたりをとにかくまずは立ち上げて、スケジュールをつくっていきながら編集委員会の人選なんかもしていかなければなりませんし、編集委員会の中でその内容はどのようなものにしていくか、どういうやり方にするのかということも協議していただけるんじゃないかと思います。

で、先ほど町長の答弁の中で図書館とのかかわりが出てまいりました。私もそれは非常にいいことだと、せっかくできる図書館を活用してみんなでとりかかっていく、つくっていくというのは大事なことだと思います。それから、デジタル化、あるいは動画のお話もありました。で、これ見るのは大変ですね。そういうことの好きな専門家はそりゃ貴重な資料がたくさん詰まっていますね。でも私たち一般町民が見るには本当に大変です。そういうものがデジタル化していて、さらに動画とかになると本当に見やすくてわかりやすくて、この斗賀野の歴史アルバムも基本的にはみんなが見て、みんなが「ああ、そうだな、わかる。」「ああ、懐かしいな。そうなんだ。」ということがわかるような形で知るために、アルバム、目で見るということにしたわけです。結構みんな喜んでくれまして、年寄りがす

ごく懐かしがって喜んでくれています、そうじゃない 50 代の人も「そうながやったね。知らなかった。」とか言うて、この前も言うてくれまして、あれすごいねって言うてくれました。やっぱり、デジタル化、動画、非常によいと思います。

それと、小学校の副読本、さかわ一くこれ見せていただきました。これも素晴らしいですね、やっぱり時代が変わってきて、ああいうふうにしてわかりやすく子供たちに伝えていく。これもタブレットでも見れる。で、ふるさとの理解が進んでいくというようなことも本当に実感しましてですね、教育委員会、教育研究所の皆さんがやっぱり知恵を出し合ってつくっただけのことはあるというふうに思っていて感心したわけでございます。

そういうふうな内容、そういうのをどんなものにしていくか、多分このあたりは編集委員会あたりでなるんじゃないかと思いますが、つくるとして、図書館ができるとしてですね、で、そのつくるとした中で全てを 1 冊の本あるいはデジタルの記録にしても収録しきれないのではないかとというふうにも思います。で、ほかにも、先ほど町長も言ってましたが、食生活、そういうのもやっぱり残していく、食生活の変遷や、例えば佐川の女性の暮らしとかそういったことなんか残していったり、ほかにも農業の変遷とか、民衆の暮らしの中に、暮らしをやっぱり私は残していきたいなという意味も、思いもあるわけです。で、そんなに詳しくやりよったらなんぼ時間があっても足らんし、労力的にも非常に難しいと。

で、そこで思うんですが、図書館ができる。で、そういう分野は時間にとらわれず、新しくできる図書館でですね、サークル的に町民が勉強して資料を集め、別冊として残していくこともいいのではないかと思います。

ここに高知市の地方都市の暮らしと幸せとか高知市研究とか遺跡が語る高知市の歩みあるいは描かれた高知市とか、絵図ですね。こういうのも高知市では残しておりますね。なかなかいろいろなことをきちんと残していこうとしているところが伺われるわけです。で、本当にこんなものもあるんだなと思ったわけでございますが、佐川町も町民が図書館に集い、図書館の機能を生かして本体の町史には収録しきれなかった部分を記しておく、こんなこともいいのではないかと思います。

少しとりとめのない質問のようになりましたが、教育長にお伺い

します。まだ、図書館はできていませんが、新しくできる図書館の活用などで、収録しきれなかった項目を、まあ、しきれなかった項目があると私が断定したらいかんかかもしれませんが、そういうものを収録して編集していくというような考え方はいかがでしょうか。お伺いします。

教育長（濱田陽治君）

御質問いただきましてありがとうございます。森議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

新しい図書館につきましては建設場所が定まったことから、今、基本構想を修正して、基本計画を策定しようという段階までできております。その基本計画といいますのは建物のことだけではなくて、その働き、どういう機能を持つのか、それから生涯学習の場面として学び合う場所としてどうなのかということの議論がされていきます。その議論の中で先ほど御指摘いただいた点などが深められていきますと、で、これがまた実現していきますとみんなで学び合う佐川町という姿が現れて文教のまちということが実現していくんじゃないかなと思っております。非常にありがたい御助言いただきましてありがとうございます。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。新しい図書館を活用しながら新しい学び、新しいということはないかと思いますが、学びを深めていくということにしていただけたら本当によいかと思いますし、そこで町民がいきいきと活動していくということになれば本当にいいなと思っております。

いろいろ言わせていただきましたが、町史編纂は大変な作業となると思います。とにかく早めにスケジュールを策定すると。私の今日の質問の趣旨はとにかく早めに、とっかかりを早く、取りかかるべきですとこういうことでございます。町史の編纂については私の質問はここまでですが、町長、何かありましたら答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。森議員の少しでも早くということ、とても大切だというふうに思います。改めて庁議のメンバー、今日、議場に来ている庁議のメンバーの中にもですね、若い職員もいます。私より若い職員もいます。長い目で見たときに役場として

この町史の編纂をどのようなスケジュールでやっていくのがいいのかということをもっと、一人一人にも意見を聞きながら、まずはスケジュールとあと流れをできるだけ早めに決めていきたいなというふうに思いました。以上です。

7 番（森正彦君）

完成の時期もお伺いしたわけですが、私個人としては必ずしも 130 年とか 125 年とか 30 年とかそういうことじゃなくても町民のためにいいものを残していけば私はそれでいいというふうに思ってます。これは私の意見でございます。とりあえず、庁議の皆さん、大変でしょうけれどもですね、自分たちが一緒に働く、町民とともに頑張って働いていくことの歴史を残していけるよう前向いて取り組んでいただきたいと思います。

次にですね、地球温暖化対策についてお伺いします。この課題は地球規模の非常に壮大で困難な課題ですので、一地方の町で一議員の私が質問をする、私はそれほどの知識は持ち合わせていませんし、どうすることもできないようなことだと思っておりますが、しかし、何か温暖化対策は私たちの周りにも静かに、しかし、だんだんと大きな、政治経済の流れとなってきたように思われます。

最近の新聞でも平年値、県内温暖化顕著、県内温暖化が平年の温度、県内温暖化が顕著とか高知市の気温全月で上昇とかの温暖化の記事がありました。私が通告書を提出したあとの 5 月 26 日には改正地球温暖化対策法が成立したともありました。それには 2050 年の脱炭素社会実現に向け、自治体に再生可能エネルギー普及の主導権を促すとあります。解説ではメガソーラーの建設が住民の反対運動もあり、再生エネとどう共生するかとかそういう課題もありますが、専門家は国による支援強化の必要があると指摘しています。この国による支援強化、これがキーワードと今後なってくるのではないのでしょうか。

また、農業面では「農業の環境負荷低減と生産基盤強化を目指す政府方針、みどりの食料システム戦略を正式決定した」とあり、「50 年に CO₂ 排出量実質ゼロの目標を掲げる政府全体の方針や予算への反映」とあり、また補助事業の要件化に関連する制度の見直しなどの検討も本格化するとありました。その中で身近いものでは省エネ型施設園芸設備の導入、病虫害対策への AI の活用や除草ロボットの導入、バイオ肥料や堆肥のペレット化、CO₂ や廃熱を活用した

園芸生産システム等があります。国の予算で補助事業による温暖化対策が出てくる可能性がありますし、脱炭素社会実現に取り組んでいかなければなりません。

この地球温暖化対策は私たちの義務として取り組まなければなりませんし、そこから生まれる経済もあると思います。この温暖化対策を町長はどのような方針のお考えなのかお聞きします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。森議員おっしゃいましたように、国の支援強化、このことがすごく大切だというふうに考えております。

やはり国のほうで政策的に誘導をして、周知をしてカーボンゼロに向けて取り組みをしていくという流れがとても大切だと思います。今、国のほうでもいろいろ、グリーンイノベーションという言葉を使っていますが、やはりカーボンゼロに向けた国としての取り組みを進めようと。どういう方向性で進めていったらいいのかということ、その中で水素の利用についてもさまざまな議論がされているところであります。

国のその戦略を受けて、恐らく高知県のほうでも今年から力を入れてカーボンゼロに向けた取り組みを進めるという大きな方向性が出されておりますが、県としましてもここ1年の中で大きな明確な方向性を出されていくんだろうというふうに思っております。町としましては、政策的に国、県がこの方向性でいくんだよということを強く示された内容に沿って町もしっかりとカーボンゼロに向けた取り組み、省エネに向けた取り組みを進めていくことが大切ではないかなというふうに思っています。

町としましては、この役場本庁舎の空調システムはペレット、木質ペレットを使った空調システムを既に導入もしております。今、温水プールのほうのボイラーもペレットということで活用しておりますが、やはり、高知県の特性を考えますと、また、佐川町の特性を考えますと木質資源をどのように生かしていくか、エネルギー利用していくかということが大切ではないかなというふうに思っています。

その中でもやはり発電だけではなくて、熱をどのように利用するかということがとても大切だというふうに思っています。森議員がおっしゃいましたように農業分野での省エネの取り組みも今、さまざま進められております。農業分野においてもその熱量が必要とされ

る、CO₂利用も必要とされる部分もありますので、佐川町としては今現在の取り組み、木質資源をどのようにエネルギー利用していくかということ、これを中心に当面は考えていく、戦略を立てていくということが大切ではないかなというふうに思ってます。

また、事業系のメガソーラーの買い取り、FITが早いところではあと12年後ほどには買い取り期間が終了します。20年間の買い取り期間が終了します。佐川町も高知県と民間企業と一緒に高知貫流型のメガソーラー事業をやっておりますが、その事業の買い取りもあと15年ほど、16年ほどで終了になります。その終了になったあと佐川町の、佐川町で発電をされているその電力をどのように買い取ってどのように供給するかということが、とても、一つ大切だというふうに思っております。そのタイミングになりますと、ちまたでは言われております、高知県の一つの方策として自治体新電力という言葉を出しておりますけども、その自治体としての新電力のあり方も10数年後に向けては考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

佐川町としては直近、そのような方向性でカーボンゼロに向けて取り組みを進めていくのがいいのではないかなと、しっかり検討をして戦略を立てながら前に進めていきたいというふうに考えております。いずれにしてもすごく大切な取り組みになってくるというふうに考えてます。以上です。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。私の今回のこの温暖化の対策の趣旨は世の中がそのように動いていくと、で、町長言われておりましたが、国が方針を出す、県がそれを受ける、そして町村に出してくる。そこに必ず有利な補助事業が出てくる、それが地域の経済につながってく。で、早く取り組んでおけばモデル事業として非常に有利なものが出てくる可能性がある。その辺を早くキャッチして早く対策に盛り込んでいくということが非常に大事じゃないかと、その思いが一番強いわけです。非常に大きな課題ですけれども、そういうところで我々がやったらいいことが出てくるよと、そのことを注意しておきなさいよというのが質問の趣旨なわけですので、今そういう答弁がありましたが、そのような形で今後とも日々取り組んでいていただきたいと思います。そういう本当にエネルギー、このことについては中国地方でも木材のエネルギーの利用とかも進

んでおる町村もあります。今回、いろいろ私も広い面積の田んぼに稲を植えよった関係で十分調査する間もありませんでしたので、エネルギーの自給とかに関してはまた9月議会にでもできたら議論をしたいと思っておるところでございます。

で、エネルギーとしての、エネルギー、温暖化エネルギー、そのこととはまた別にですね、自伐林業、これに関しましてはですね、現在の針葉樹の単一林では炭素ガスの吸収が非常に劣ると、それを間伐していくことによって複層林化して、炭素ガスの固定化ができていくと、回収ができていくということにもなるわけです。

で、そういう面でも佐川町が早く取り組んだ自伐型林業は一つのモデルにもなっていくんではないかと思いますが、少し話がそれるかもしれませんが、コロナの影響でウッドショックなるものが発生して、住宅の梁などに使われる米松が急騰しているようです。なんと4倍。4倍いうたら恐ろしいですね。私らも給料が4倍になったら嬉しいですけども。4倍というのは本当にものすごい価格でございます。まだその4倍ですけども、入手できない状況にあるようです。原因はバイデン大統領が200兆円規模のコロナ対策を打ち出して郊外での住宅建設が増加したり、大規模な森林火災。ほかにも運賃が人手不足でこれもまた3倍、どういうことかようわかりませんが、なったり、中国の景気回復だったりがあるようです。そのあおりで国産のヒノキなんかも倍以上の値上がりだと聞いております。で、今は夢のマイホームが建てれないといった状況にあるようです。

こうなると森林面積の多い高知県や佐川町は林業振興がやりやすくなると思います。国も輸入に頼りすぎないような施策をとらざるを得なくなるのではないのでしょうか。温暖化対策と合わせて経済面でも先進的な取り組みが功を奏するようになるのではないかと思います。地球温暖化対策と林業振興、どのようなことが考えられるか産業振興課課長代行の副町長にお伺いします。よろしく願いします。

副町長（中澤一眞君）

お答えをさせていただきます。林業振興と現代の進みつつある地球温暖化対策はどういうふうに、これは佐川町としてということだろうと思いますけれども、進めていくかというお尋ねでございます。

基本的な方向といいますか、方針は先ほど町長が御説明申し上げ

た基本線だろうというふうに思いますので、ほぼほぼお話を申し上げた内容かというふうに思いますけれども、先ほど森議員からもお話のありました佐川町としてはこの自伐、既にこれは全国的に見ても林業経営、生産の面での、生産現場での林業の先進例というふうに言って差し支えないだろうと思いますけれども、自伐型林業を核にしてそれをいかにエネルギー、川中川下まで含めたエネルギーの利用まで含めた形にもっていくかということが佐川町としては一番現実的に考えられる方向性ではないかなというふうに思います。

現在、既に川上では山を少しずつ町民からお預かりした山を手入れをしていく、これでCO₂の吸収源をしっかりと管理をして育てていくということが既に行われておりますし、それから川中と言いますか、加工流通の部分で言えば小規模ではありますがけれども、ラボで製品化、あるいは町内の製材所での建材の加工と。で、木製品化することによってCO₂を固定化していくというようなことが既に進んでいるという現実があります。

で、今後の展開として考えられますのは以前に、議会の皆様にも森林資源のフル活用センターの構想というのを一度御説明をさせていただいたかというふうに思いますけれども、自伐型林業で山をしっかりと管理をし、CO₂の吸収を続けながら、それを川中、そこで加工することによって固定化をしていく。さらにその建材向けにならないものをつていうのは小さな木材、木製品であるとかいうものに加工するし、あるいはそういったものにも使えないっていうのは燃料化していく。ペレットであったりチップであったり。今役場で使っておりますのはペレットですけども、チップをバイオマスで燃やしてそれを発電、まさにエネルギーとして活用していく。さらにそこから出てくる熱が生じますので、その廃熱を例えば木材の乾燥であるとか、あるいは立地にもよりましますけれども、農業のハウスの熱源、空調の熱源ですね、そういったものにも使っていくということになればこれは再生可能エネルギー100%ということになるわけですので、そういった木材資源をそれこそ使い尽くす、川上から川下まで使い尽くす、それがCO₂の吸収、減少にも固定化にもつながっていくと、排出ゼロにもつながっていくというような形が、循環が佐川町としてできればこれは本当に温暖化、地球温暖化対策と林業振興、これが持続的に循環をしていく、モデルになり得るのではないかなと。それだけの措置と言いますか、が、佐川町にはあるの

ではないかなとそのように考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございました。山林資源のフル活用、これによって経済が循環してきたら非常にいいと思います。

針葉樹の単一林は本当に味気ないものでございまして、私は子供のころ、よくメジロを追い、メジロやツグミを追いかけたものでございますが、多様な生物の住める森林にしながらそこで経済が発生してくれば非常にいいのではないかというふうに思います。

日本林業は生産性が外国に比べて非常に劣るわけでございます。これは保護しないとなかなか前に進まない状況ですので、必ずなんらかの対策が出てくると思われます。よい事業を早く取り入れるべきだと思います。これは先ほど申し上げました。

アンテナを高くして政策に上手に乗っていくということでありませう。

次に国の出したみどりの食料システム戦略で佐川町も取り組めることがありはしないか、また、よい補助金、補助事業がありはしないか、情報を収集する必要があるか、いかがでしょうか。副町長お願いします。

副町長（中澤一眞君）

お答え申し上げます。お話のとおりといいますか、みどりの食料システム、御質問いただきまして私も勉強させていただきましたけれども、国が今示しておりますみどりの食料システムと佐川町の現状、これを照らし合わせたときにですね、非常に親和性があるかなと、現状でも、というふうに今私自身は思っております。というのは国が示しておりました、こういう1枚のポンチ絵がございましたけれども、素材、資源、生産のもとになる資源とかエネルギーですね、そこから始まって、山の食料の生産段階、それから流通加工段階、その消費段階、それがすっかりきれいに回っていくというものをも国のみどりの食料システムということで表しておりました。

それに当てはめて佐川町の現状を考えると、例えば資材であるとかエネルギーの調達という意味で言えば既に佐川町内でさまざまな多品種、少量ではありますけれども、多品種の生産物が現在生産をされております。

それから地産地消エネルギー、持続可能な再生可能エネルギーという意味で先ほど来申し上げております、太陽光既にございますし、

それからバイオマス発電というのをこれからやっていこうじゃないかとそういうその調達の部分の条件が一定揃っているということ、それから生産体制、これも国がこのシステムの中で示しておりますような町内で有機農業の取り組みをされてるグループも現にいらっしゃいます。有機肥料、減らすという、化学肥料を減らすという意味ですね、そういうグループがいらっしゃるということであったり、イチゴでこれは4月でしたか、スマート農業をやっていこうと、N T Tとの連携のもとでやっていこうというような動きもスタートをしております。そういった生産体制でもそういう今現状があると。

それから流通確保の分野、これは正直今現在なかなか佐川町を見わたしてはこれが当たるのかなというのはないんですけれども、今計画をしておりますその道の駅、これは加工機能を備えようじゃないかと。で、いわゆる外販といいますか通販的なこと、そういう場合にその輸送技術であるとかそういったものが佐川町の特性を生かせるような輸送技術、保存技術というのはここに導入する可能性が出てくるのかなというふうに思っています。

それから最後の消費面、消費ですとか食育のカテゴリーになろうかと思えますけれども、これは地産地消という意味で言えば道の駅で直販もあり、加工施設を求めると。そこで生産者と消費者との交流の場もつくっていこうと、いけるという場ができますし、食育に関して言えばふるさと教育の中で3つのしょくの一つということで、取り組みが一部もう既に進んでいるということだろうというふうに思っております。

あと、これからの話になりますが、これは佐川町に限ったことではありませんけれども、食品ロスの削減というのはこれはもうやろうと思えばお一人お一人ができることでございますので、こういったことを佐川町内においても進めていくことができればその地域での雇用創出、所得向上、豊かな食生活、このみどりの食料システムの目指すところはそこでございますので、そのように貢献しうる状況がつかれるのではないかなと。

それに向けてお話のございました国がこのシステムから、こういう方針を出しましたのでそれに対するその国の支援策ですね、さまざまなものが出てくるであろうというふうに想定をしておりますので、佐川町にそぐうと言いますか、適するですね、そういったものを探しながら適宜佐川町での実行に活用していければいいかなとそ

のようにしていきたいというふうに思っております。以上です。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。これから来るであろうということ
を想定して、今、随分勉強してくださっておりますので、そういう
ことをもとにこれから取り組むであろう国のほうの情報も県のほう
の情報もキャッチしてこのシステムを前向いていいところでゲット
して農家のためにいい施策を出していただきたいと思います。

次に環境問題は町民課の管轄のようですが、町民一人一人がで
きることがあると思います。どのようなことができるのか、それをど
のように周知していったらよいと思われるのでしょうか。町民
課長にお伺いします。

町民課長（片岡和子君）

御質問いただきましてありがとうございます。脱炭素社会に向け
ての取り組みにつきましては経済、それから産業、農林業など多様
な分野に関係すると理解はしておりますけれども、日常生活の中で
私たち一人一人ができることはたくさんあると考えております。

例えば、身近なところでエアコンの温度調整、それからクールビ
ス、ウォームビス、また、エコドライブ、それから買い物の際のエコ
バッグやマイバッグ、そして不要な電気は消す、それから照明のL
E D化などもそうだと思います。それからごみの分別を進めまして、
ごみの減量、再利用、再資源化、そういったことを図ることも温暖
化対策につながっていると考えています。

ほかにも身近なところではいろいろあるかとは思いますが。

そして、そのようなことをどのように周知していくかにつきまし
ては、例えば広報誌などで繰り返しお知らせしていくのも一つの方
法かとは思いますが、例えば住民の皆さんと一緒に頑張って勉
強しながら理解を深め、そしてできることを共有し取り組みを進め
ていく方法もあろうかと思えます。

まず、私たち一人一人が温暖化対策に対する意識を持つこと、そ
れから一人一人何ができるのかを知りまして、そして「こんなこと
が」と思われるようなことでも続けて行動していくこと、そちらが
大事になってくるかと思っております。以上です。

7 番（森正彦君）

はい、ありがとうございました。生活の中で温暖化対策に取り組
むと。で、町民一人一人が力を合わせればこれも大きな力になると

思います。女性らしい視点でこれからもみんなで取り組む温暖化対策を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

で、この質問を推考していてふと思ったのですが、新しい産業廃棄物処理場のあれにソーラー施設を設置してはどうかということです。設置は県がするわけですが、その収益の全部もしくは一部を地域振興の継続的な資金として活用する。

例えば、地元長竹地区の集落維持や活動、また、加茂地区全体の活動、よくわかりませんが、例えば運動会や文化展が継続できるような経費に充当するとか、地域振興の中へ要望していったらどうかと思いました。非常に虫のえい話ではございますが。政府の有識者会議では建物の脱炭素社会の対応方針の素案が示されまして、公的な住宅や建物は新築時にソーラーシステムを義務付ける、義務付けるように示されているようです。産廃施設へのソーラーと地域振興策はどのようにお思いでしょうか、お伺いします。副町長お願いします。副町長が準備してくださってるんじゃないですかね。

副町長（中澤一眞君）

失礼しました。はい、お答えをいたします。お話にございましたように施設は県が整備をする。実際にはこのエコサイクル高知が建設主体ということになります。で、御質問いただきましたので、そういう考え方についてお伝えをいたしました。そうしたところ、検討はしていると。さすがに今お話にございましたように、いずれ新築時にソーラーの義務付けみたいな動きもあります。それから県も温暖化対策、カーボンニュートラルに向けてそういう取り組みを進めておるという立場もあって、検討はしておるようでございます。

ただ、今の段階では残念ながら将来買い取り価格が引き下がるということもあって、なかなか収益がそこで生まれるというような試算にはなっていないというふうなお話をお聞きをしております。ただ、こういうお話を議会で森議員からいただいたということはエコサイクルのほうにお伝えをしたいと思いますし、純粹にそこでの収益を地域に落とすという目的ではなかなか今現状では厳しいということでございますけれども、県、設置者である県としてこの地球温暖化対策を進めていこうという方針は強く出されておりますので、政策的にそういうものを進めていくという余地は私自身はひょっとしたら可能性としてはあるのかなとそういうふうに思っております。

いずれにしてもそういった御意見をいただいたということをお伝

えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

7 番（森正彦君）

そうですか。まあ、県内ではいくつかの集落活動センター、これを維持していくのにソーラーを設置してその収益で集落活動センターを維持しているところがあると聞いております。で、そういうことを聞いたもので、そりゃあね、地域の継続的な活動強化に非常にいいんじゃないかと思って質問したわけでございます。

まあ、産廃施設のあの場所は外側からあまり見えませんので、景観的にも問題ないし、広い空間というか設置場所があるわけですので、ああいうところでもソーラーをシステムを利用してエネルギーを生んでいけば非常にいいんじゃないかなと思います。今後も景観とかに配慮しながらエネルギーの自給率を高めていく必要がありはしないかと思うわけでございます。

この温暖化対策の質問は以上で終わります。

次に、建設課長にお伺いします。町道大平線に一部が狭くてフリーでの対向ができない箇所があります。平成 24 年に地元から拡張の要望があり、町のほうでは取り組んでいるとのことでした。この問題は相続権者をたどるのが大変困難な事案であり、8 年近くも動きがありませんでした。しかし、昨年から 1 人の担当が取り組んでくれまして、大きく動き出したと聞いています。この拡張は地元では待ちわびています。この拡張工事の経過と進捗状況、完成の時期をお伺いします。よろしく申し上げます。

建設課長（池内伸雄君）

御質問いただきました町道大平線拡張工事の経過と進捗状況、完成の時期についてお答えをさせていただきます。町道大平線につきましては森議員が言われたとおり、道路幅員が局所的に狭く、行き違いに支障をきたす箇所があり、ガードレールも未整備でありましたことから、地元住民を初め道路利用者の方から拡張の要望が寄せられておりました。

いただいた御要望をもとに整備を進めるため社会資本整備総合交付金事業を活用し、平成 24 年度に拡張工事を実施するための測量設計業務を行い、平成 25 年度に安全対策を優先するため、河川側のガードレールを設置しております。平成 26 年度からは拡張工事に着手するために必要となる用地の取得に向けて準備を進めておりましたが、用地の取得に際して地権者の調査を進める中で、登記名義人に

相続が発生しており、その相続の権利関係が複雑、相続人が多数おられ、連絡も不能な状態になっている方がおられたことなどから、用地取得に向けた事務作業に時間を要しておりました。

この工事を完了させ、地元住民からいただいた御要望を早期に実現させるため、昨年度、課内において担当職員を配置し、用地関係の調査を重ね、森議員からの情報もいただきながらこの課題の解決にこの職員が粘り強くあたり、その課題が解消される見通しが立ちましたことから、用地測量を行い関係者との協議を経まして、本年4月に全ての地権者の方と土地売買に関する契約を締結することができております。

現在は高知地方法務局に所有権移転登記の手続を申請中であり、登記完了後、用地費の支払いをもちまして全ての用地事務が完了となります。

工事につきましてはショウガを耕作していることもあり、本年、10月末の入札を予定しており、事業着手から相当な期間を経過し、関係者の皆様を大変お待たせをいたしました。来年3月の完成を見込んでおります。

工事期間中は通行規制の必要があり、近隣の住民の皆様には御不便、御迷惑をおかけすることとなりますが、規制につきましては安全に配慮したうえで必要最小限に抑えるように努めてまいりますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。地権者が死亡、子の一人も死亡、その子も2人も死亡。で、地権者のひ孫となる者は県外在住。住所を探すのが大変という事案でございました。これはなかなか難しい、仕上がるのだろうかと思っていましたが、担当職員が粘り強く職務にあたり、また、上司も協力をして拡張の同意をもらえたと聞いています。地元の自治会からもお礼の言葉がありました。

このことは諦めずに可能性があれば取り組んで行くことの大切さを改めて知らされました。これはほかの事業でも言えることで、難しい案件でも小口からひもといっていけば前は開けてくるということだと思います。まだ、完成はしていませんが、粘り強い努力に感謝しています。本当にありがとうございました。本当に地元の方もやっと念願のというふうに言うております。感謝申し上げます。

この質問をもって今議会での私の質問を終わらせていただきます。
御丁寧な答弁ありがとうございました。

副議長（松浦隆起君）

以上で、7番、森正彦君の一般質問を終わります。
ここで、10時20分まで休憩します。

休憩 午前10時6分

再開 午前10時20分

副議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11番、中村卓司君の発言を許します。

11番（中村卓司君）

11番議員の中村卓司でございます。議長のお許しを得まして、令和3年6月議会の質問をさせていただきます。

昨日から議会でもコロナコロナで大変ということで、前日でしたが、佐川町もそして高知県、全国的にもまだコロナが大変でございますけれども、町の行政は前に進まなければなりませんので、今回は町政の前進のためにも2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は地域おこし協力隊についてと、もう1点は道の駅についての質問をさせていただき、2点の質問をさせていただきます。

まず、今回の地域おこし協力隊ということで、私なりにネットで少し調べてまいりましたので、全国的な動きを質問の前にお話をさせていただきますたいと思います。

この地域おこし協力隊という事業は2009年に総務省がスタートさせた制度であるようでございまして、1年から3年以下の決まった1期間で、都会でおいでる人材を地域おこし協力隊として地方に移住をし、地方自治体がそれを受け入れて地域の問題解決や発展のため、活動を行うという事業であるようでございまして、任期を終了してもその地域に定住する人もおいでるし、地域活動の活性化に貢献をする事業だということでございます。

また、名産品を活用した商品開発であるとか、行政に対しての企画運営とかですね、住民の交流の場をつくるというような内容で総務省が募集をしている事業だそうでございます。そして、募集をす

る人材につきましては内容、報酬等では全て自治体が決めるというふうになってるようでございます。したがって一定の基準はあるかとは思いますが、協力隊の報酬も自治体が決定するというようなことをネットでは配信をされておりました。

そして、全国で47都道府県がその事業に参加をしておりまして、外国でもベルリンとかですね、それからエストニア、バリ島、ミャンマー、オランダとかこういったところにも派遣をしているような事業だそうでございます。

そして、国外のその状況を30か40例出てましたけれども、その何点かをどんな事業をしてるかということも少し紹介をしたいと思います。

北海道の下川町、短いコメントなんですけれども、発想力とか運転スキルで生かして地域の課題を解決にチャレンジ。これもうこの項目かし書いてませんけれど北海道下川町。

一方九州です。九州で一番小さな町で大きな挑戦。吉富町っていうんですかね。知らなかったあなた、自由な発想で特産品の開発。SNSを使って広報。

今度は高知県です。高知県大川村。400人の一人のあなた。400人の中の一人のあなた。何もないからだからこそできる生き方を見つけて見ませんかというコメント。

それから黒潮町。農業の未来をあなたの力を貸してください。地域おこし協力隊っていうこうメッセージ。

残念ながらですね、佐川町の取り組みは開示をされておられませんでした。こんなネット上で見る内容を見ると各地方とも2、3人とか多くても4、5人の方が派遣をされているようで行っているようでございますけれども、佐川町でお聞きをしますと大変大人数で、しかも各種種類がたくさんある中で協力隊がおいでたということで、全国的に見ても雲泥の差があるなというふうな感じをしました。

佐川町内にいるとそのよその実態がわかりませんので、井の中の蛙的でどこも佐川町なりにやってるかなと思ったんですけれども、随分違っておりまして、佐川町は平成26年から令和3年まで8年間ですか、この事業を実施をしておりまして、70名の、合計で70名の協力隊を受け入れております。

そして、先ほど言った1年から3年の期間ですけれども、佐川町は一応3年ということに区切っておりますので、1年を始めたとき

には 10 人以下で 7 人ですか、8 人ですか、1 年間においでまして、あ、7 人ですね。平成 26 年には 7 人、平成 27 年には 8 人、28 年には 12 人ということで、3 年間ですので、一番大所帯になったときにはその当初の 3 年間で 27 名という方が佐川町においでたと、そういう計算で 3 年ごとに計算をしていきますと、27 年から 29 年は 31 人、一番多いですね。28 年から 30 年には 30 人とこういったように 23 名から 31 名の方が佐川においでたという実績でございます。

そこでですね、そのそれぞれの職種、自伐とかラボとかあるがですけども、その内容にもう一度お聞かせを願いたいと思いますので、やっている職種の内容につきましてお聞かせを願いたいと思います。そして、男女の比率というのはどうなってるのかということも聞かせていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

それでは中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

佐川町での地域おこし協力隊の任用につきましては先ほど中村議員がおっしゃいましたように、平成 26 年度以降につきましては 70 名の方が自伐林業を初め、ものづくりや農業などそれぞれの活動を継続してまいりました。それぞれの事業の成果につきましては次のように説明させていただきます。

まず、自伐型林業につきましては町が施業委託をしております森林面積約 90 ヘクタールのうち約 7 ヘクタールの間伐を行っております。搬出されました木材量につきましては約 800 立米で、搬出木材の販売価格は約 750 万円となっております。この間伐や搬出の作業を行うにあたりまして、作業道を約 16 キロメートル新設をしてまいりました。

次に佐川発明ラボや芸術作家に関しましてですが、レーザーカッターなどを活用しまして、一部自伐型林業より搬出されました木材を使うなどものづくりをとおしての商品開発や小中学校でのプログラミング教育の支援、また、地域住民とのワークショップ形式によるものづくりを行ってまいりました。本年度からは町内の町立の全小中学校でのプログラム教育の支援を行っております。

また、佐川発明ラボの作業場で行っております小学生を対象といたしました放課後発明クラブでは応募が定員数を大幅に超えるなど子供たちのものづくりに対する関心も高まってきております。

次に、農業に関します分野でございます。有機農業への取り組み

やショウガ、トマトなどの従事、また、お茶の振興などに取り組んでおります。任期満了後2名の方がショウガ、1名の方が高糖度トマトで新規就農し、佐川町内に定住をいたしております。

また、本年4月には先ほど副町長のほうからもお話がありましたが、佐川町とJA高知県佐川支所苺部会、NTT西日本、高知県、この4者で連携協定を締結いたしましたICT技術を活用したイチゴ栽培への取り組みに従事するため、現在、地域おこし協力隊の募集を行っております。

次に、植物を通じてのまちづくりの推進につきましては、佐川町を「まちまるごと植物園」にしようという取り組みを盛り上げるため、ロゴプレートを作成いたしました。この取り組みに賛同していただいた方にサポーターとなっていただき、家の庭や地域の花壇などにロゴプレートを立てていただくことで事業のPRを行ってまいりました。また、この取り組みに関連しまして、牧野公園では季節ごとに植栽を楽しむことができるよう、地域の皆様と公園の整備も行なってまいりました。

このほか、ふるさと納税に関しましては地域資源の掘り起こしやニーズに応じまして、定期便の仕組みをつくるなど返礼品の充実を行ってまいりました。

また、観光に関します分野では歴史、食、自然といったあらゆる観光資源から佐川ならではの体験型プログラムを通して観光商品のテストマーケティングを行うなどの、「わんさかわっしょい体験博」をさかわ観光協会と協働で開催をしております。この取り組みによりまして、起業して間もない事業者の商品開発やブラッシュアップなどにもつながっております。

現在までにこういった形の取り組みを行っております。以上でございます。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

補足で、私のほうから説明をさせていただきます。

男女比がどうだという御質問がありましたので、およそ3割が女性で7割が男性ということになってます。

70名来ているうちの約半数が自伐型林業の地域おこし協力隊になります。自伐型林業の協力隊につきましては男女比が女性1に対し

て男性6ということで、やはり男性の割合が多いこともありまして、全体としては3対7と。女性3の男性7という比率になってます。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、わかりました。そこでですね、少し細かいことについて質問をさせていただきますが、採用に、隊員採用におきましての条件とかいうふうなことがあれば聞かせていただきたいと思います、いかがですか。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えさせていただきます。隊員の採用につきましては3大都市部からの採用というふうになります。で、要件につきましてはそれぞれの採用する、種目につきましてそれぞれ応じた条件を付けております。大まかにはそういった形で採用試験のほういたしております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

最初に申し上げました都会から地方にという事業でございますので、3大都市というのを名前を挙げていただければありがたいです。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。まず、関東圏の東京、千葉、埼玉、神奈川。それから愛知県周辺の愛知、岐阜、三重。それから関西圏の大阪、京都府、兵庫県および奈良、奈良県の全域、こういったものを対象としております。

あと、要件におきましては、それぞれ政令指定都市が場合になるところもございます。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ということは地方から地方へってというような条件下にはないってということでいいんですか。例えば北海道とか沖縄とか鹿児島とかいったところからというような、協力隊は条件の中にはないという認識でよろしゅうございますか。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

佐川町の場合にはそういったところには該当しないというふうになっております。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。あの、細かくいろいろ地域要件がありまして、先ほど政令市からの地域おこし協力隊の受け入れ

は大丈夫だという説明もありましたように、北海道から協力隊として佐川町に着任してきている協力隊員もいました。

ですから、細かく何県じゃなきゃだめだということではなくて、人口規模ですとか、政令市ですとか、細かい要件がありますので、その細かい要件がお知りになりたいようでしたらまた後ほど細かい資料をお渡しさせていただきたいというふうに思います。以上です。

11 番（中村卓司君）

それは結構ながですけども、採用するときには県の条件とかいうて言われましたんですけど、そのほかに例えば独身でなければいけないとか夫婦でなければいけないとか歳がなんぼ以下じゃいけないとかそのそういう条件はないのかということ、もちろんその刑事事件にかかわった人とかですね、いかんという分にはわかるんですけども、なんかそういう制限があればということで質問をさせていただきましたけど。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。基本的には住所地要件だけです。ただ、発明ラボの募集をするときに一定スキル、デザインのスキルですとか機械をある程度習得してるとかですね、求めてるスキルはありますけども、それは履歴書を出していただいて、あと個人のPR用紙を出していただいて、それを確認をしてですね、基本的に今まで出された資料によってこの人はだめですというふうに判断したことはありません。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、わかりました。条件の中では一応ある程度、制限は、ハードルは低いということで。それとですね、この協力隊だけではないんですけど、前にも少し議会の中で質問したかと思いますが、受け入れてその方に問題があったっていうようなことの方は今までおられませんか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。小さいもので、地元の方と何か少しトラブルとまではいきませんが、ちょっとぶつかったということはありますけども、大きなトラブルとして何か問題になったという話は聞いておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、決して否定的なことでそういう聞くことではありませんけ

れども、そういった問題がなかったのかということで聞かせていただきました。

そこですね、協力隊のメンバーはなかなか生活厳しいっていう条件かと思いますが、今の段階で協力隊の手当、それとどれぐらい時間、それぞれは条件によっても違うと思うんですけども、どれぐらい働いておられるのかということと、金銭的な部分で財政的な部分で国とかからの交付金とかいうことで事業をされてると思うんですけども、町の財源から持ち出しをしなければならないっていうところの金額があるかどうか確認をさせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。地域おこし協力隊につきましては現在会計年度任用職員というような位置づけにいたしておりまして、給料月額につきましては16万4千円。あと、会計年度任用職員ですので、夏と冬に期末手当、こちらがつきまして、1年間で238万6,200円。これが年間の報酬になります。

あと、勤務の日数につきましては年間に194日。これは大体週に4日、これを基本としております。

で、就業時間につきましては7時間45分というふうになっております。

あと、その職種につきまして、土日に仕事をするとか、あと時間がラボでしたら放課後発明クラブなどがありますので、夕方になるとかいうふうにありますので、時間につきましては週4日のフレックスというような形をとっております。

あと、財源につきましては協力隊員に1人あたり大体、約、一人当たり上限を480万、特別交付税の措置がされます。で、このうち報償につきましては、上限が270万ということで、今の形でいきますとこの特別交付税の中で収まっております。

あと、活動費、あ、すいません。活動費等につきましては家賃なんかは活動費のほうで補助されますので、町の持ち出しは現在のところないというような形となっております。以上です。

11番（中村卓司君）

マックスの金額が非常に高いけびっくりしましたけども、それぞれの仕事の内容についてでもあると思いますけれども、先ほど紹介していただいた月額とボーナス合わせて236万ですか、いう金額

が高いのか安いのかはわかりません。適当か、適当な金額ではないかと思えますけれども、まだ、持ち出しもなしに少し余裕があるというような感じでおられましたので、それでも協力隊のほうからの要望とかいうものがなければそのままいいんですけれども、要望があれば、余裕さえあればですね、生活にゆとりのある金額をお払いしたらどうかというふうに思いますので、こちらも思いますとだけお伝えをしておきます。

そこでですね、この事業は国の事業としても実績を重んじなければならぬ、実績を残さなければならぬというふうに思います。

で、先ほど少し、何人か、何割の方が残っておられるということを知りましたが、町内に今までですね、残っていただいている割合、先ほどお答えいただきましたが、もう一度お願いしたいということと、町外へ出られた方っていうのはどういう原因かなということを知らせていただきたいということと、町内に残っていただける方が、佐川が魅力があるから残っていただいているんでしょうけれども、このままおりたいというふうな理由かなんかがあったら聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。現時点で70名のうちの卒業した方が44名ですね。中には3年間ではなくて、2年でやめられた協力隊もいます。そのうち定住している人数が26人ということで、7割ぐらいの割合になってます。

で、定住されなかった方、これはもうさまざまな理由があります。自伐型林業をしたいということで来られた方、います。2年やってですね、やっぱりちょっと自分には合っていないかなということであるささに戻られた方もいますし、結婚を機に高知県内のほかの町で林業の仕事に就かれたという方もいます。さまざまな理由があります。

具体的に自伐型林業を言いますと定住しているみんなはですね、個人で林業をやっている者もいれば、グループをつくって組合をつくって林業してる者もいます。ラボに関して言いますと、卒業生で定住してくれてる方、ラボとアーティストで8名ほどいます。それぞれが自分で個人事業主としてですね、事業者として仕事をしながら佐川町で生活をしていております。

それぞれ佐川町がすばらしくてですね、東京から来た若者なんか

は本当に佐川町が素晴らしいところだと。東京から来るきっかけが幼稚園、保育園の待機児童問題でありまして、入所ができなかったという中で移住先を探した中で佐川町にたどり着いてですね、今も佐川町に定住してくれてますが、本当に素晴らしい町だということを言ってくれてる卒業生もいます。

佐川町に定住するという理由もさまざまだと思いますけども、それぞれの地元、自治会で必要とされてですね、ぜひこの自治会にずっと住み続けてほしいと言われている隊員もいますので、それぞれがそれぞれのしたい仕事をしっかりしていただいてですね、地域の皆様とも関係をもって、素晴らしい形で佐川町に定住をし続けてくれるとありがたいなというふうに思ってます。以上です。

11 番（中村卓司君）

私個人の感想で申し訳ない。町民の方が全員そう抱いているかということではないかと思いますが、協力隊の方と少しその町民との間に浅い、深いとは言いませんけども、ちょっと溝があるような気がして、交流を積極的に自分たちもしたいというふうに思ってます。

そこですね、それは自分、私個人が思ってるということだけかもわかりませんが、行政のほうからですね、働きかけをできることがあれば自治区、自治区でもかまんと思います。その方がおいでる自治区の働きかけで声をかけるとかいうふうなことがやればいいと思うし、それから今町長が言った地元に残っているということで、大川村の協力隊の方が議員になりましたよね。ああいう形で若い方が議員に出るとかですね、そういったことも考えていく中で、町民との交流っていうものが個人的にそういうことが嫌な人もおるかもわかりませんが、交流があるほうがいいかなというふうに思いますけども、町長が不可解な顔をしましたので、副町長にちょっとお答えをいただきたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

お答えを申し上げます。お答えと申しまして私の感じる協力隊と地域との、町民との関係性といいますか交流について申し上げれば、私も全ての協力隊員の日常を存じ上げてるわけではございませんけども、私が把握をしております限りですね、地域の活動、イベントであったり集まりであったり、そういったところに積極的に参加をしている。ナウマン住宅に住んでる協力隊なんかは積極的に

地域とも交流があるというふうに認識をしておりますし、それからほかの地区で住んでる住民でもこれも聞いた話ですけども、地域の方のほうからぜひ彼らにここに居続けてほしいというようなお声もお聞きをしております。

現在常時 24 名から 30 名の協力隊がおりますので、一人一人がそれぞれ、その住んでいる地域でですね、どういう日常、どういう地域との交流を持っているかということまではちょっと私申し訳ございませんけれども全ては把握はしておりませんが、返答を押しなべて言えば任期後こちらに住み続けてくれている協力隊っていうのはそれなりに地域に、何て言いますか、根ざして交流をしていたいただいているのではないかなとそのように私自身は感じておりますし、そういうことが広がっていくことを期待をしています。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

私の認識が少しずれていたようでございまして、こちらのほうからも積極的に声をかける、トマトをつくっている方も個人的に知っておりますので、そういった形でですね、積極的に声をかけたいというふうに思っております。

そこでですね、この協力隊のことについての質問最後でございますけれども、今後、事業がずっと継続していくというふうに思います。今の自伐林業、ラボ、アーティスト、農業、観光というものの幅がありますけれど、その他がいくつかあるんですけども、今後、こういった形でこの事業を発展、向上させていきたいというふうにお考えなのか、町長、お願いします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。まず、自伐型林業の協力隊の採用につきましては採用を始めた平成 26 年の時点ではですね、10 年間、毎年 5 人ずつ採用をしようという目標を掲げました。やはり 20 年、50 年、100 年先持続可能な森づくりをするためにはやはり継続的な人の確保、雇用が大切だというふうに思っております。来年度で 10 年目を迎えますが、担当課とも話をしておりますが、10 年という区切りは設けてましたが、もう少しですね、山の集約の具合、山の手の入りの具合を見ながら採用を続けてもいいのではないかなという話を今しているところであります。

また、農業分野につきましてはイチゴの今取り組み、N T T 西日

本さんと連携協定を結んでですね、佐川町の莓部会を取り上げていこうという中で、現在、佐川町の圃場でのイチゴづくりと、あと工場でのイチゴづくり、両方勉強しながら佐川町の莓部会に貢献をしてくれる協力隊を採用しようということで、今、募集をしているところであります。

このイチゴ以外にも佐川町の基幹作目であるショウガですとか、ニラですとか、農業に関しては引き続き担当課としっかりと話をしながら品目ごとに募集をしていきたいというふうには考えております。

あと、今後の予定になりますが、道の駅のオープンを2年後で予定をして今進めております。道の駅のスタッフで料理をつくったりとか、販売をしたりとか加工したりとか、さまざまな分野で道の駅のスタッフとして地域おこし協力隊できていただいて、卒業後、定住してもらってですね、道の駅で働いてくれるような、そんな隊員も募集していきたいなというふうに思っております。

主には概略、現時点ではそのようなことを考えておりますが、それぞれ時代の変化も見ながらですね、しっかり協議をして担当課からもこういう人を協力隊として募集したいと、採用したいという声を吟味しながら、佐川町として佐川の幸せなまちづくりの一翼を担ってくれる、そういう協力隊を今後も募集をして、採用していきたいと考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、わかりました。この事業が実績として素晴らしい実績を残して、そしてこれが発展するということになりますと、佐川町の発展にもつながると思いますので、ますます進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

この質問は以上にさせていただきまして、2 番目の道の駅のことについて質問をさせていただきます。

佐川町道の駅事業、これは議会で初めて質問をしてから 15 年くらいたっておりまして、ようやく実現に向けて1歩1歩進み始めているというふうに思っております。しかし、まだまだ残された問題は多くて、令和5年4月の開業にこぎつけるまでにまだまだやらなければならない課題がたくさんあるというふうに思っておりまして、質問をさせていただきます。

先日、全員協議会の中で当時の、当時の言うたらおかしいですけ

れども、田村課長のほうから開設までのプロセスということで、説明を聞かせていただきました。今議会の中で松浦議員の中からもその要旨に関しての質問ございましたけれども、少し松浦議員とは、細かい質問になるかと思えますけれども、開設までのプロセスを質問させていただきます。

先ほど申し上げましたけれども、本議会で道の駅事業、中心的な存在で動いてきた田村課長が議会事務局ということになって、私にいわしますと船でいう機関長がいなくなったかなという思いでございますけれども、中澤副町長が代わりをやるように聞いておりまして、田村君同様それ以上に頑張ってもらいたいというふうに思っております。これはそういう道の駅事業に関しては田村課長がやってきたことを全て引き継いでやっていただけるという認識でよろしゅうございますか。

副町長（中澤一眞君）

はい、そのように、産業振興課長の事務取扱という命を受けておりますので、そのように引き継がせていただきたいと思います。

11 番（中村卓司君）

そうなりますと、この質問のお答えは副町長からいただけるということになるかと思えますけれども、先ほどからるる申し上げますとおりに、まだまだ問題が開業までこぎつけるためにはまだまだ問題があるというふうに思っておりますけれども、開業までの説明をこの間の説明会の資料を少しございますけれども、この資料をいただいておりますが、こういった経緯でこういうような内容をこなしていけるのか、特に開業までこぎつけるためにいろんなことをやらなければならないということがありますが、この資料、重複しても構いませんけれども、どうやってこぎつけるのか。

特に令和3年から4年の初めのころまでですね、今から1年弱ぐらいの間にやらなければならない仕事はどういうものがあるのか、誰がやるのか、それを聞かせていただきたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

はい、お答えを申し上げます。先日、御説明をさせていただきました作業項目、これは道の駅を運営するにあたっていくつかの部門がございます。その部門に応じて開業までに、オープンまでに何をしなければならいかということを落とし込んでおります。

で、その内容をかいつまんで、どういうことを、この資料に落とし込んだものですね、少しかいつまんで申し上げますと、お話のようにやるべきことは山ほどあるというふうに思っております。

例えば道の駅の一番の中心の機能、いわゆる物販、市場の機能ですね。これに関して言いましてまず商品を集めなければならない。大体今の店の広さからすると約 300 アイテムぐらいは必要であろうというふうに思っております。

参考までに今の観光協会、浜口邸で販売している商品、これが大体 100 アイテム。町内商品だけでですね。100 アイテムほどでございますので、その 3 倍。町内商品だけです。これを道の駅これまでも御説明を申し上げますけど、町内商品もちろんなんですけれども、やはり流域、この 33 号線圏内で唯一の道の駅ということになるということありますので、近隣の商品というものもこれも品揃えしなければいけないだろうと、そういったものも含めてまず商品確保ということがやらなければいけない大きなテーマであろうというふうに思っております。

で、単に集めるというだけじゃなくてですね、今 300 あるかと言ったら、並べられるものがあるかと言ったら、現実にあるかと言ったらなかなかそれも難しい。ですから、今ある素材を活用して、去年から取りかかっておりますけれども、商品開発をしていく、商品に仕立てていく、そういう作業というのをこの間は、商品集めと商品の開発ということを平行してやらなければいけないだろうと思っております。

そのうち、物販のうちいわゆる主力になります農産物ですね、これについてはまずはちきんの店さんと、これは既にお話もかなりさせてはいただいておりますけれども、そういった品揃えであったり店づくり、運営の仕方であったりそういうことは相談をさせていただきながらやっていただきたいと。

で、農産物に関してはできればちきんの店が一元的に集荷、品揃えということをやっていただけると道の駅としてはありがたいかなと思っておりますけれども、そういったことも含めて今後の調整が必要になると。

それから加工品については先ほど申し上げましたようにその流域からの集荷であったり、商品開発であったりそういう作業が主になるだろうというふうに思っております。

それからもう一方レストラン、これは先日、松浦議員の御質問にお答えいたしましたけれども、運営方法を直ちに決める必要があります。委託にするのか直営にするのか。いずれのケースもどういったメニュー構成にするのかと、いったようなことを詰める必要があるというふうに思っています。

あと、おもちゃ美術館の併設をすることになりますので、それについて職員の確保、それからおもちゃ美術館というのは民間のボランティアの方におもちゃ学芸員というような形で手伝っていただくとか、運営に参加していただくということになりますので、そのスタッフの育成、そういったこともやっていかなければならない。

それとあと全体の総務、管理ですね。これはいわゆる書類を新しい組織をつくる場合に規定であるとか規則であるとか膨大な書類業務というのが必要になります。そういったことも当然やっていかなければならない。

で、これらを大体誰がやるのかということですが、道の駅の施設自体は役場、町がつくりますので、町の仕事として町のスタッフがそれを担うと。で、実際に運営をやっていただこうと思っている今財団を立ち上げてということ想定をしておりますけれども、先ほど申し上げた商品集めであったりレストランの運営形態であったり、おもちゃ美術館の運営であったり、そういった部分については新しく発足する財団のスタッフ、職員が主導でこれを担っていく、そういう形になろうと思っております。以上です。

11 番（中村卓司君）

まあ、副町長が言われて、メニューというのは先ほどズラッと言いましたけれども、少し私が言うのは誰がやるのといったいわゆる実働隊ですよ。これが問題で、この間の説明では役場の職員さんがある程度やらないかんみたいな話でしたけれども、それではとてもじゃないけれども仕事量が多すぎる。

例えばですよ、既存の商品、農産物にしてもそれからお土産物にしても既存のやつを集める。それ集めるにはどうしたらえいかって言うたらやっぱり一人、一軒一軒行ってそこでどうでしょうかねっていう挨拶ももちろん必要でしょうし、はちきんの店に対しての運営とどういようなやり方がありますかっていうことも必要でしょう。バーコードの問題とか搬入の問題ですとか、それから店の当番、誰がやるの、責任はどうするのという細かいこともある。

それから新商品の開発、やらないかんでしょう。例えば、窪川の道の駅のあそこじゃ豚まんありますよね。あれの開発もあその中から開発してできたものですよね。この道の駅にもそういった商品開発というの今も既存の中ではなかなか難しい。特別なものをつくらないかんいうことで四万十ドラマさんもいろいろ努力してる。それから満天の星も抹茶まんじゅうですか、やってますよね。そういったことを開発するときに誰かが動かないかんですよ。

で、例えばこれ開発するためには、僕がいつも提唱しているのはコンテスト、商品のコンテストっていうものを作って町内から参加してもらおう。で、お菓子部門とかそれからお土産部門とかそれからまんじゅう的なものとかですね、そういうものを道の駅に対してコンテストをやる。そしてその中からキラッと光るものができてきたりするんですよ。で、昔からあるような佐川のお土産物もあっても、歴史的に埋もれてしまったものもありますよね。塩納豆とかああいいうのもありますよね。そういったものを再開発するにはそしたらそれは誰がやるのってなるでしょ。それはコンテストをやりますっていうことでやったら誰がやるということは役場の職員がそんなことを企画してなかなかできんですよ。

それからまだまだありますよね。職員の募集、どういう方式でやるのか。町内の、ある程度、お店の方でもラーメンがおいしい店が入りませんかとか、パンがおいしい店があったらパンが入りませんかとかいうテナントの部分も、大正軒のウナギも対象になるかもしれん。やるのかやらないのかわかりませんが、そういったお世話も足を運んで汗をかってやらんとなかなか実現できない。期間もあと2年ぐらいしか残ってない中でやらないかん。その準備には1年前までにはしちよかないかん。来年の4月までにはそこまではかなりの目安が立っちゃかないかん、という部分もありますよね。

こういった仕事が僕は今のままじゃ既に遅うなりすぎちゅうのにやね、誰がどうやるのかっていうのが非常に心配なですよ。で、副町長そこらへんのその手足になれるような要因ていうのはどういうお考えですか。

副町長（中澤一眞君）

まず先ほどのお答えと少し繰り返しになりますけれども、オープンまでの間に今役場がやるべきことと、運営を担っていただく予定のその財団がやるべきことっていうのは分かれると思っています。

まず役場がやることってというのは当然施設を建設をする、それから財団を立ち上げる、準備をするということですね。で、そのためのスタッフの確保するということ、これに全力で取り組まなければならないと思います。で、財団ができたあとのそのオープンまでの準備ということで先ほど中村議員から御指摘のありました、商品を集める、商品を開発する、で、そういったことってというのはこれ基本的に財団の仕事ということになると思っています。

ただ、商品開発に関してはおっしゃるとおり時間がかかります。ただ、昨年からはこれは観光協会に委託をして、先ほどコンテストという御提案がございましたけれども、町内にそういう、将来に向けてですね、まあ道の駅にももちろん限りませんが、今ある素材、あるいは技術を使って新しい商品をつくりませんかという呼びかけをいたしました。それでいくつか各地域ごとにワークショップやったりなんかして募集を、そういう意味では募集をしています。コンテストではないですけども。その中から5商品程度、5アイテム程度、昨年度の事業で新しい商品の卵と言いますか、ほぼ商品化できてるものもございます。そういったものも生まれつつありまして、それは今年度も継続して進めていきたいと。ただ、今年度は観光協会というよりも財団を今予定をしておりますので、財団が設立した後、財団の仕事としてそれをやっていただきたいというふうに今、予算計上自体はさせていただいております。

そういったことも含めてですね、財団としてやらなければならないことが今御指摘いただいたようにたくさんございますので、財団ができましたら基幹となる職員、今、役場としては駅長候補として考えてる人材であったり、それから商品開発に担う人材であったり、それから最初の質問でちょっと説明を省略させていただきましたけれども、いわゆる外商、ふるさと納税、そういったものも担う部門というのも、これは店舗できる前から稼働はできますので、そこも一定の職員をおきたいと思っています。で、財団職員の中でスタッフ、必要な人材をそこに揃えることでオープンまでの準備、それに基本的には取りかかっていく。主体はそちらになるというふうに考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

キーポイントは財団ができるということでしたけども、これは議会の中で質問すると自分の上に唾吐くみたいなものですけども、い

わゆる凍結をされたその財政があって、その凍結を解かなければ財団の設立はできんというふうに認識をしますけれども、議会の一員としてその一端を担ってますので、自分は個人的には早く解いて、財団ができないと事業ができないのではないかという心配をしておりますが、まあこの意見に対してどう思いますかというのにも言いにくいんですが、副町長、そういう考えがありますけれども、自分のお考えはどうです。

副町長（中澤一眞君）

道の駅に関して、役場として道の駅を進めていくうえでの一番の課題がまさにその運営主体、これを早く設立をして準備作業に着手をする、それが一番の目下の課題であると私自身は考えております。

そのために先日来、議会の皆様に対してもですね、さまざまな御意見これまでいただいておりますので、その一つ一つに対してこういった場、あるいは明日以降もお時間をいただけるということになっておりますので、その中でですね、議会の皆様方のいろいろな御質問であったり、懸念であったり、懸念事項であったり、御疑問に対してお答えをさせていただくことで1日も早くその準備作業をスタートを切れるように私どもとして精一杯努力をしていきたいとそうように思っております。

11 番（中村卓司君）

なかなかその言いにくいというかズバッと言えん部分もありますけれども、財団ができて、動き出したらっていう部分はもちろんありますけれども、それでも人員的にはなかなか僕は時間的に非常にきついというふうに認識をしておりますして、町長も先ほど申し上げていただきました協力隊のメンバーにもその立ち上げの部分でも、それから中に入ってもらったらいんじゃないかという案もあったの、大賛成ですが、その協力隊のメンバーでやれる人があればですよ、今からその準備の段階の実動隊の人としてですよ、動いてもらえればその方をその総務なりの係になっていただいたらすごい内容がわかって今までの準備もやっとして、中身へ入っていけるという方が協力隊の中でできればですよ、非常にスムーズにいくんじゃないかというふうに思っています。で、職員も協力せないけませんけれども、さらにその手が必要だと思ひまして、その手を協力隊の中から得られればと。

さらにですよ、僕が考えているのは道の駅の開業対策室的な、名

前は仮称ですけども、実際にその開設するために動くための準備の部屋っていうのがあるんじゃないだろうか。そこで専門的に今まで言ったような事業全部消化していく、どんどんどんどん消化していったって、今は人間で言う骨かしできてない、中身の内臓も何もできてない、血液も通ってないっていう状態だと思うんですよ。だからそれを内臓もこしらえて血液も入れて脳みそも入れて意識も入れてというふうに、中身が充実できるための準備をものすごくやらなければこれは形だけでは無理だと思いますよ。人、熱い心をもったゆう人が必要だと思うんです。そういう人の結集において初めて成功するというふうに思ってます。だからそういう動く実動隊の人をそこで集めるっていうのが必要ではないかというふうに思いますが、中澤さん、副町長どう思います。

副町長（中澤一眞君）

準備のために、人手ももちろんですし、今お話のありましたこういう道の駅をつくるんだという思いのもった人材が必要であるというのはまったく私もそのとおりだと思っております。

現実的にこの財団、準備ができるようになりましたら今想定しておりますのは今の産業振興課の課の中にですね、当面、財団のスタッフを含めて同じフロアで仕事をするようにしようと。で、その中に財団の職員として今の産業振興課の道の駅の担当と財団の新しくスタッフになる人間、そこが同じフロアで顔を突き合わせながら、役割分担、先ほど申し上げたように基本的に役場がやるべきこと、財団がやるべきことありますけれども、先ほどの商品開発のように役場の仕事としてこれを委託してやってもらうということもその中にあります。だから、お互いが協力をし合いながら、役割分担し合いながらその準備を進めていきたいというふうに思っております。その中で必要な人材、先ほど協力隊ということもありましたけれども、今考えておりますのは駅長候補者とそれからその商品開発の人材とその外販、ふるさと納税にかかわるそういうスタッフですけども、一応当面は今までも準備を、全くゼロからのスタートよりは先ほど申し上げたように少し積み上げというのは、別の面からしてきておりますので、何とか間に合うようにそういうチーム体制で臨みたいと思います。

ただ、実際スタートしてみて状況を見ながらそこはときどき考えていく必要があるのかなというふうには思っておりますけれども、

今のところそういった体制でまずはスタートを切りたいというふう
に考えているところでございます。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、まあ、畦地さんとかアドバイザーの方もおりますのでその
経験は十分だと思いますが、ただ、心配する、1 から始める町外で
成功しなければならないということのことを思いそういうことを申
し上げましたが、準備が 100%、120%整ってないと成功しないとい
うことで、それ、自分らあで百姓しよりましたが苗半作という言葉
があってですね、苗が悪ければその作物は取れないんだと。で、苗
を十分つこうたら半分上手に育ったという言い方ながですけど、こ
ういう事業は完全に苗半作以上のことをやらなければならないと思
いますので、準備のほうをよろしくお願いしたいというふうに思っ
てございます。

最後になりましたけども、大変危惧をされていることがあってで
すね、片岡雄司君が町長選に出るということで、新聞記事の中では
道の駅は後ろ向きな考えという記事が載っておりました。これは議
会で全会一致で道の駅をやるんだというふうに決めて動いている中
で、まあ知り合いですけども、議会事務局に来ておりながら立候補
された方が道の駅をマイナスに、後ろ向きに考える記事が出るとい
うのはいかがなもんかというふうに思っておりますが、副町長、
その点につきまして聞かせていただいたら。町長は言わなくて結構
です。町長は言わなくて結構。副町長、個人的に。ノーコメントなら
ノーコメントで構いませんが、意見があったら聞かせていただきた
いです。

副町長（中澤一眞君）

今の件に関しまして、私は今の現在の事務局長と、ああ、失礼、副
町長としてですね、町の総合計画にある道の駅についてやる、淡々
と進める立場でございますので、今の御質問に対してはお答え控え
させていただきます。

11 番（中村卓司君）

はい、ありがとうございました。2 点の質問をさせていただきま
して、協力隊、ますます発展しながら、その協力隊の協力も得なが
ら道の駅も発展していく、これが世界一、日本一世界一幸せになる
まちの一段階のステップだと思いますので、行政、議会ともにです
ね、また、町民も含めて成功するようなことをお祈りをいたしまし

てこの場からの質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（松浦隆起君）

以上で、11 番、中村卓司君の一般質問を終わります。

引き続き、2 番、宮崎知恵子君の発言を許します。

2 番（宮崎知恵子君）

2 番議員、宮崎知恵子です。議長のお許しをいただきまして、3 点の一般質問をさせていただきます。

この議場に立ちまして毎回思うことは、皆様が本当に真剣に取り組まれ、佐川町の発展のために尽力を尽くされているということに対して心よりお礼を申し上げたいと思います。

1 点目の図書館についてお伺いをいたします。

佐川町における建て替えを目指している図書館について、建設当初からたくさんの町民の方々や町役場で働いている職員さん、さらにはここにお集まりの議員の方々など、数多くの期待や援助を受けて行われてきた施策であります。現時点では佐川町に関する人たちと町長との描く理想がちょっと分かりづらいのではないかと思います。

現在、コロナウイルスの蔓延等もあり外出がしにくく、また、ビジネスも難しい世相ではあります。ただ、その中でだからこそ読書などをおして内面を耕し、自分の価値を高めていくことには大きな意味があるのではないのでしょうか。町としてコロナ対策と平行して進めることは有意義な意味があると感じております。同時に読書等は認知予防にも効果があり、高齢化する町の状況を鑑みても、生涯現役社会の現実のために読書の習慣は極めて重要と考えております。「老いて学べば死して朽ちず」という佐藤一斎先生の言葉がありますように、文教のまち佐川の未来のために図書建設の建て替えは極めて大きな希望であり、繰り返し訪れたくなる図書館を目指していただきたいと思います。

そこで、この計画を策定するにあたりまして、住民、議員、職員への説明責任をしっかりと果たし、どれくらいの意見を取り入れられるのかをお伺いをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

御質問にお答えさせていただきます。新しい図書館につきましては、新図書館計画の選任委員さんを初めとした住民の皆様の意見をできるだけ反映したものにするのが大切なのではないかと考えて

おります。

令和元年度に策定しました図書館の基本構想においても、ワークショップであるとか町民の皆様に対してインタビューなどを通じて住民の皆様の思いを盛り込んでおりますし、今年度策定予定の基本計画につきましても同様に、町民の皆さんにインタビュー等を通じて、また、策定委員の皆様のお声を通じて住民みんなでつくりあげていきたいと考えております。

そのための情報共有につきましては議員御質問にありましたとおり、行政、住民、議員の皆様初め情報の共有を図るために、パブリックコメントとかあるいは策定の経過について御説明の機会を設けるとか、町のホームページ等で情報について発信していきたいと考えております。

2 番（宮崎知恵子君）

今のところ費用とか機能とか増床などその全体像について現段階で共有していただける部分があれば教えていただきたいなと思っておりますが。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。現段階では基本計画の策定の途中で、第1回目の策定委員会が終わったところで、議員さんの質問の内容につきましてはですね、これからの検討というふうな段階になっております。

2 番（宮崎知恵子君）

続きまして、町長にも私たちと共有していただけるようなビジョンの内容をお伺いしたいんですけれども。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

図書館整備についてのビジョンということでお答えをさせていただければいいかなと思いますので、少しお話をさせていただきますと、現在の佐川町総合計画につきましても、みんなで作ると、住民みんなで考えましょうということで総合計画づくりをさせていただきました。2年間かけてさまざまできるだけ多くの住民の皆様、子供たちの声も含めて集めさせていただいて、総合計画をつくりあげました。これはつくって終わりではなくて、つくってそこからスタートをする計画に基づいたまちづくりに多くの住民の皆さんにお

もしろがって主体的に参加をしていただきたいと、かかわっていただきたいという思いがあって、そのような計画の策定のプロセスを踏みました。

図書館につきましても、同じようにできるだけ多くの町民の皆さんにかかわっていただいて新しい図書館という施設、箱が住民の皆さんがそこに集まって本という媒体をきっかけにして集い、つながる、学ぶことは楽しいんだねと思っていただけるようなそんな図書館にしたいという思いがあります。そのために今後基本計画をつくって、建物の基本設計、実施設計につなげていくプロセスの中で多くの住民の皆さんの声をいただいて、それを形にまとめあげていくということが大切だと思っております。

今回、図書館の基本構想の策定、基本計画の策定、アドバイスをいただく大学の先生とか取りまとめをいただく委託先の会社も含めて教育委員会が主導になって、自分たちが考えて、また委員の皆さんにもアドバイスをいただいて、これまで多くの皆さんの知恵を結集して進めてきておりますので、今後につきましてもこれまで同様ですね、多くの英知、多くの声を集めるというプロセスの中、みんなで楽しめる、みんなで学ぶことを楽しめる、そんな図書館になっていただけるといいなと、ありがたいなというふうに思っております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。こういう情報の共有というのが本当に大事だと思いますので、今日、こういう形でいろんなことがお伺いできたことは行政も議員も職員さんも同じ方向を目指して進めるということは大変大事なことだと思いますので、これからも皆さん本当に一人一人が参加できるようなそういうまちづくりを目指していきたいと私も思っております。ありがとうございます。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。女性活躍推進についてお伺いをいたします。現在、日本の議員や女性職員は少し前に比べますと増えてはおりますが、まだまだ足りないのではないか、問題視されております。

3月議会の一般質問でもさせていただきましたが、国際女性デー前のIPU列国議会同盟の報告によりますと世界の国会議員を占める女性の割合は25.5%でしたが、日本はわずか9.9%という数字でありました。ただ、私も町議会場で活動させていただいております。

すが、私の所属している幸福実現党の女性議員の比率は78.6%となっております。このように女性であってもその強みを生かし、力を合わせてお役に立つことが可能であると思っております。

私は男女格差をなくすということではなくて、男女が強みを生かし合う時代を望んでおります。機会の平等、チャンスの平等という原則は崩さないほうがいいと考えております。間接的ではありますが、地方が抱える少子高齢化などの課題解決も行いやすくなるのではないのでしょうか。このたび東京オリンピック組織委員会会長に就任されました橋本聖子氏は参議院1期目に妊娠、出産をされましたが、これがきっかけとなり出産で本会議欠席を認める議会規則が制定され、国会議員の産休制度につながっております。地方議会では整備が行き届いていない面もありますが、今年に入り、議会運営についてのルールひな形となる、標準会議規則を改正する動きに伴い、地方議員での産休制度等も整備されていくことが見込まれております。

そこで、佐川町における女性職員の活動の推進に関する、特定事業主行動計画について計画が平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなっておりますが、実践に伴った5年間の成果とこれから継続の検討をされてはいかがかと思いますが、お答えをお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。まず、平成28年に策定しましたこの計画についての継続についてお答えをさせていただきます。

この計画につきましては今年度以降も継続をするというふうに考えております。当計画は先ほど御質問にもありましたように、平成28年に5カ年の計画として策定いたしまして、令和3年3月31日までのものとなっておりますが、現在、資料の収集、計画内容についての精査を行っている段階で、次期計画の策定までには現時点では至っておりません。

今後、早い段階で策定を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、成果という御質問であったと思いますが、この女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画は女性職員が働きやすく、より一層活躍できるような環境作りを実現することを目的として国が定める行動計画策定指針に基づいて計画を策定しております。

平成 28 年に策定をいたしました 5 カ年計画では、まず、女性職員の採用、配置、育成、評価及び登用に関すること。次に継続勤務及び仕事と家庭の両立に関すること。3 つ目といたしまして超過勤務及び年次有給休暇の取得と 3 つの柱につきましてそれぞれに数値目標を掲げ、推進に取り組んでまいりました。

この成果についてはちょっと説明が長くなりますのを御容赦いただきたいと思います。

まず 1 番目の柱であります女性職員の採用、配置、育成、評価及び登用に関することでは多くの女性職員が活躍できるよう、採用や登用を拡大し、また、キャリア形成につながる職務等の機会付与の促進を目指し、佐川町役場職員の女性の職員採用数、在職者の女性比率、管理的地位にある職員の女性比率や、各役職段階にある職員の女性比率を分析したうえで、数値目標といたしまして、令和 2 年度までに管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を 30%、係長担当職以上の女性の割合を 40%以上とすることを掲げておりました。計画策定後の 5 年間の在職者の女性比率は毎年度 50%を超えておりました、令和 2 年度では 127 人中 66 人と、率にいたしますと 52%と、平成 27 年度以降、女性職員数が半数以上となっております。

また、先ほどの数値目標でも掲げております、管理的地位、これは課長補佐、課長になりますけれども、管理的地位にある職員や（役職段階）これは係長、課長補佐、課長になります。に、ある職員の女性比率も計画策定時に比べると上昇傾向にあります。

具体的な数値を申し上げますと、管理的地位にある職員の女性比率、これは課長補佐、課長になりますけれども、数値目標が 30%以上としておりました。この計画を策定いたしました平成 26 年度の実績では 26.9%ということになっておりましたが、令和 2 年度では 34.6%とプラス 7.7%の増加ということで 30%以上の目標をクリアしております。

次に各役職段階による女性職員の、職員の女性比率、これは係長、課長補佐、課長になりますけれども、数値目標といたしまして 40%以上を掲げておりました。平成 26 年度の時点におきましては 31%でしたが、令和 2 年度では 42.9%とプラス 11.9%の増ということになっております。こちらのほうも数値目標の 40%以上ということを確認しております。

今、御説明しましたとおりそれぞれの数値目標を上回り女性登用の推進はかなり進んでおられると思われます。

次に２番目の柱であります継続的勤務及び仕事と家庭の両立に関すること、こちらにおきましては女性が仕事と家庭を両立しやすい環境づくりとして、育児休業や男性職員に家事育児介護等家庭生活へのかかわりを推進し、男女とも働きやすい職場環境を整備することを目指して、平均継続勤務年数の男女の差、男女別の育児休業取得率及び平均取得期間、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休業取得率と平均取得日数を分析したうえで数値目標といたしまして、育児休業を取得する男性職員の人数をゼロ人から１人以上にすることを掲げておりました。

この計画策定時から現在まで結婚や出産を理由に退職する女性職員はおりません。また、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間で 14 人の女性職員の育児休業対象者がおりましたが、全員の方が育児休業を取得しております。取得期間には 4 カ月程度から 2 年 5 カ月程度とばらつきはありますが、女性職員の育児休業取得率は 100% となっております。

また、男性職員の育児休業対象者はこの 5 年間で 15 名おりましたが、残念ながら育児休業を取得した職員はおりませんでした。

しかしながら出産時の特別休暇は 11 人の職員が、育児参加の特別休暇は 4 人の職員が取得をしており、取得日数にばらつきはありますが、徐々に育児のための休暇が取得しやすい環境づくり、そして男性職員の意識づくりもできたのではないかと考えております。

なお、先ほど言いました男性職員の育児休業取得を 1 人以上という数値目標はこの計画の終わりであります令和 2 年度末までには達成することはできませんでしたけれど、本年度、令和 3 年度に 1 人取得中の職員がおりますので、これを足がかりに育児休業の取得推進に力を入れていきたいと考えております。

最後に、３番目の柱であります超過勤務及び年次有給休暇の取得ではワークライフバランスの実現を図るために長時間勤務を是正し、業務の効率化、改革を行っていくことを目指し、職員一人当たりの超過勤務時間、年次有給休暇の取得率を分析したうえで、数値目標として職員一人当たりの平均年次休暇の取得日数を 15 日以上とすることを掲げておりました。令和 2 年の年次有給休暇の取得状況については平均 13.1 日となっており、15 日には及びませんでした。

計画策定時、計画策定時は 11.0 でありました。この計画策定時と比較すると平均取得日数は増えております。

この 5 年間で当計画に基づいた女性職員の係長以上への登用はかなり進んでおり、これからの女性職員の活躍が期待できると考えております。また、育児の面からも育児休業は子が 3 歳に達するまで取得することができ、給料面でも育児休業期間については制度改正により以前は昇給停止となっていたものが、現在では取得した際に休業期間を含めた昇級、そして昇任も行われるようになり、育児休業を取り巻く環境もかなり改善されてきております。復帰後も部分休業等を取得することもでき、仕事と家庭の両立を行っていきやすい環境へとようになってきており、そういった制度を利用している職員も出てきました。

本年の 6 月 1 日現在、育休を取得、また産休後育休取得予定の職員は 6 人となっており、この 6 人の職員が復帰後仕事と家庭の両立が無理なく行え、仕事のうえでもより一層活躍できる職場環境を整備していくよう努めてまいります。

説明は以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

はい、御丁寧な答弁ありがとうございます。こういう環境の中では女性の課長も今回 2 人ほど新しく就任されまして、働きやすい環境ではないかなと伺っております。佐川町での女性職員の活躍、ひいては町議会の女性議員の活躍の輪が広がっていくことを願い、女性活動推進についての質疑はこれで終了とさせていただきますが、最後に、この質問でお 2 人の方が、新しい課長になりましたけれども、一言ずつ今回に対しての。あ、そうですか、はい。失礼しました。

はい、わかりました。ありがとうございます。

増えたということは働きやすいということだと認識しております。ありがとうございます。

続きましてコロナワクチンについてお伺いをいたします。

今回、新たに承認されましたワクチンの国内治験では、ワクチンを 2 回接種後に接種後の部位の痛みが 80%、37.5 度以上の発熱が 33%、疲労・倦怠感が 60%の方に認められるという報告があります。そこで問題になりますのは一人暮らしをしている人たちが倦怠感や吐き気をもよおす状態で過ごせるだろうかっていう疑問が少し、私

の中でありまして、それに踏まえて、今各自治体でも副反応等相談コールセンターなどを行っているようですが、実際、佐川町では高齢者が多く、持病を持っている方もいらっしゃいますので、副反応が起きることを考えると、接種後の継続的に生じる副反応に係る相談や医療的見地が必要になると思います。専門的な相談窓口が必要ではないかと思いたすけれども、答弁をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。この新型コロナワクチンの副反応に関しましては、まず町民の方々に対しましては一つの取り組みとして65歳以上の接種券を発送いたしておりますけれども、その際にその個別通知の際に国が作成いたしましたこのファイザー製のワクチンの特性、それから副反応、接種に注意を要する方、どんな方なのかといった記載をした説明書を同封して個別には周知をしております。

それから町民の方々、広く周知をするという意味では広報さかわの4月号におきまして、国、それから県、町の相談窓口、これ電話番号となりますが、そちらのほうの周知を行っております。で、また合わせて接種券の際にも、通知の際にも町の作成したチラシにおいて町の専用窓口、コロナの相談の専用窓口、22局の5678、これについてもあわせて周知をさせていただいております。

で、宮崎議員おっしゃいますように、副反応については2回目のほうが強いということがわかっております。今後接種が進んでいきますので、副反応などの情報、それから相談窓口につきまして、重ねて今度7月号の広報さかわに、を、載せさせていただく。また、町のホームページ等を通じてまた重ねて町民の方々にも周知をしたいと考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

高齢者よりも若者のほうが副反応がひどいという傾向がありますが、高校生、中学生にも打つとなれば、さらなる必要性が出てくると思います。そういうことを考えると、常にリスクを考え、病院と連絡していつでも診れる態勢をしくべきだと思いますが、この点についてもう少し周知をするというか、こういう態勢をしくということとは大事ではないかと思いますが、いかがでしょう。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この接種に対しましての副反応の

対応といいますか、態勢につきましては接種をした個別医療機関、それから集団接種はかわせみになりますけれども、その副反応が生じた場合の現場の対応、それから重い副反応が出た場合に対しては高北病院のほうにつなぐというふうな態勢もっております。

特に若い方が反応が大きいということもございます。で、そういったこともありますし、接種をしたときにお医者さんのほうから接種後、発熱が出たりした場合、例えば主治医の方に御相談をしていただくとか、病院のほうにご連絡をいただくというふうなこともあわせて説明をしていただいております。そういうこともあわせて、個別の周知とそれから広く町民の方への周知ということ両方を行っていきたいと考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。ちょっと主人のほうが民生委員をやっている関係で、またそういうことに出会いまして、一人暮らしをしている方々に対してこういうお世話人とかそういう方の連携を密にして対応を考えていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、3 点を持ちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

副議長（松浦隆起君）

以上で、2 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 30 分

副議長（松浦隆起君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、4 番、下川芳樹君の発言を許します。

4 番（下川芳樹君）

4 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得まして通告に従い、ただいまから 4 点の質問をいたします。今議会においても町政の質を問う者としてこの席から質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願いをいたします。

初めに、加茂地区で進んでいる管理型最終処分場に関する環境保

全協定の具体的な説明会と地域振興策の実施計画についてお尋ねをいたします。

県が示す環境保全協定の内容案と地元からのアンケートに関する回答書が加茂地区の全戸に郵送されています。地元住民からは具体的な説明会がいつ開催されるのかとの質問が多く上がってきております。そこでまずお尋ねをいたします。県からの具体的な説明会の開催予定日はいつごろになるのでしょうか。昨日、7月下旬以降との答弁もございましたが、なるべく早く環境影響調査の結果が出次第実施をしてほしいと、このように考えております。現在、加茂地区では双眼鏡をもった調査員の皆さんが空から山をしっかりと眺めて調査をしている状況が見受けられます。このあたりの完成も含めて予定日、よろしく御答弁をください。

町民課長（片岡和子君）

御質問にお答えさせていただきます。開催日の日程につきましてですが、議員がおっしゃいましたとおり、現在、県が行っている環境影響評価の結果がおおむね7月下旬から、いや、ごめんなさい、7月下旬には取りまとめができると思いますので、その後7月下旬から8月の上旬をめどに開催できますよう、また、新型コロナウイルス感染症の状況も見きわめながら準備を進めてまいりたいと考えております。以上になります。

4 番（下川芳樹君）

7月下旬から8月の上旬にかけてというふうな御回答をいただきました。まあ、現在コロナの関係で大変密になる環境が危険であるというふうなことから住民が集まる会議についても細心の注意を払っていく必要があると思いますので、先ほどの内容を踏まえてですね、できるだけ県とは調整を図っていただきたいというふうに思います。

次に、環境保全協定の素案に記載されている別表1から3までの基準値、測定項目ごとの検査頻度についてお尋ねをいたします。この協定書素案に添付されております別表1にある、騒音、振動、悪臭に関する基準値はどのような根拠で示されているのか。また、別表2の基準値が示されていないのはなぜか。別表3の測定項目における頻度の基準はどのように決定されたのか、この内容についてお答えをいただきたいと思います。

町民課長（片岡和子君）

御質問にお答えさせていただきます。まず、別表 1 の騒音についてですが、こちらのほうは騒音規制法による、基づきましてこの基準を定めております。建設予定地につきましてはこの騒音規制法による指定地域は、地域指定は受けておりませんが、地域住民の生活環境を保全するため自主基準といたしまして、騒音規制法の第 3 種区域相当の規制値を採用しております。

2 番目の振動につきましても、振動規制法に基づくものになっております。こちらのほうも区域を指定して、その区域ごと時間ごとに守られるべき基準を定めているものですが、建設予定地につきましては、同法による地域指定を受けておりませんので、規制対象外ではありますが、自主基準で第 2 種区域相当の規制値を採用させていただいております。

この 1 の騒音と 2 の振動につきましては、日高村のエコサイクルセンターの自主基準値と同等となっております。

続きまして、別表 1 の 3、悪臭についてですが、悪臭の防止法に基づいた基準となっております。こちらのほうは区域を指定して、その区域ごとに守られるべき基準を定めているもので、建設予定地はこの悪臭防止法により、第 2 種区域に地域指定されております。そのため、この基準を採用しているものとなっております。

続きまして、別表 2 の粉じんの基準値についてですが、現在記載がございませんが、粉じんに係る法令等の規制基準はありません。そのため、建設機械の稼働に係る参考指標である 10 トン毎平方キロメートル毎月を目安に現在実施中の環境影響評価を踏まえて、今後住民の皆様や関係者の御意見をお伺いしながら基準値を決定したいと考えているところです。

続きまして、別表 3 の頻度が書かれているところですが、こちらのほうは法令で基準が定められているものにつきましては、別表の 3 の中の水環境、地下水の欄に書かれております測定場所がモニタリング井戸及び地下水集排水管出口において実施する各測定項目でありまして、検査頻度につきましても法令の規定どおりとなっております。また、その使用、あ、ごめんなさい、測定頻度につきましてですが、この法令の基準に加えまして大気環境、水環境、騒音、振動、悪臭、環境放射線の項目につきましてはこれまでの住民説明会で皆様からいただきました、不安のお声を踏まえまして、住民の皆様の安心安全をより確保することを目的に、県、及びエコサ

イクル高知と協議のうえ、自主的に行われる内容をお示ししております。

また、これらの自主的に行われる項目につきましても先ほど申し上げましたとおり、騒音規制法、それから振動規制法、悪臭防止法等の基準を参考に、あるいは基準に基づいた基準と、内容となっておりますので、これまでの管理運営の経験を踏まえ、十分安全側の視点に立った内容とお伺いしております。町といたしましても、妥当なものであると受け止めております。以上になります。

4 番（下川芳樹君）

はい、御説明をいただきました。この中で法令に従って定められているというふうな御説明を受けましたが、別表 1 の 3、悪臭の部分なんですが、この部分は前回日高村とエコサイクルセンターとで結んでいる協定書の基準値と異なっております。この協定書、日高村の協定書なんですが、平成 19 年 8 月 20 日に締結されたものです。今、令和 3 年ということで、13、14 年経過をしたというふうな流れの中でこの悪臭の分の基準値が改訂されて、数値がちょっと緩くなっているっていうふうなことから理解はできますが、今の数値見比べてみますと、アンモニアとか例えば、現在のあの表に示されております基準値は 5 p p m。これは日高との協定の中では 1 p p m。メチルメルカプタン、今示されているのが 0.01 p p m、これが日高とは 0.002 p p m。全体的に基準値の数字が緩くなっているというふうに見受けられます。特にこの数値の変化について県と協議をされたりとか、県からの情報、町の考える考え方ございましたらお示しいただきたいと思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。先ほどの説明では不十分でありましたので、説明を加えさせていただきますと思います。

この悪臭につきましてですが、悪臭防止法の中では住民の生活環境を保全するため、知事または首長が必要と認める地域を指定することになっております。町村の区域につきましては県知事が指定するものとなっております。高知県では県下全域が規制地域に指定されているところです。

佐川町の処分場の予定地域は第 2 種区域に指定されておりますけれども、日高村の現在の処分場につきましては区域の一部が第 1 種、第 1 種区域にかかっているため、より厳しい基準となっているもの

です。以上です。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。基準値が第2種と第1種の違いで、基準値といいますが、地域指定が第2種と第1種の違いで基準値の数値が違うというふうに理解をいたしました。

6月9日に開催される議員全員協議会においては、県より環境保全協定の素案について詳しい説明があると聞いております。その場で詳細についてはなお詳しくお聞きをしたいと思いますが、町においても町民の代表として協定書に署名をする立場から、町民の不利益等にならないようしっかりと確認をしていただきたいと思います。

町長においては新たな管理型最終処分場建設の町の代表として今後とも加茂地区民に寄り添った誠意ある、県やエコサイクルセンターとの対応をよろしく願いをしたいと思いますが、その御覚悟というか、その意思について一言発言をいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。

下川議員おっしゃいますように、これまでも加茂地区の住民の皆さんに精一杯誠心誠意寄り添ってしっかりと対応をしてきたつもりでございます。今後におきましても、特にこの環境保全協定につきましては住民の皆さんも自分たちが住まわれる環境のことになりますので、大変関心も高いというふうに思っております。

厳しい目でしっかりと提示されたものをチェックして話を聞いて、確認もしながら加茂地区の住民の皆さんに寄り添った形で協定の締結に向けて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

はい、これまでどおり、誠心誠意をもって厳しくその中身について確認をしていくというふうなお言葉をいただきました。よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、令和3年度地域振興策の実施計画についてお尋ねをいたします。

先の3月定例会でも質問をいたしました、地域振興策の進捗状況と課題や問題点などについて、改めて質問をいたします。

初めに、令和3年度の事業種目ごとの発注計画についてお尋ねをいたします。先の質問では、令和3年度において、建設課所管で3

億 3,490 万円の事業予算が計上されていると伺いました。それ以外にも、令和 3 年完成予定工事として、地域コミュニティ活性化事業、これは公民館等を対象にした事業です。それから、若者定住促進事業として海津見公園の事業がございます。これらは令和 3 年にあわせて完成をする計画となっております。本年度も 2 カ月余りが過ぎ、具体的な発注計画も固まりつつあると推測いたします。

そこで、本年度の事業について具体的な事業種目ごとのタイムスケジュールをお答えいただきたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

御質問にお答えさせていただきます。建設課で所管する事業についてであります。現在計画している事業ごとに申し上げますと、町道修繕等工事としまして、これを 3 カ所、で、地方債事業としましてこれを 7 カ所、道路交付金事業としまして 4 カ所、河川総務費として 5 カ所、がけくずれ住家防災対策事業としまして 3 カ所、合計 22 カ所を建設課として事業実施することとしています。

現在、先ほど申し上げました事業別に道路橋梁維持費で工事 1 件、道路施設修繕事業で工事 5 件内 1 件を完了しております。地方道路交付金事業で測量設計 3 件、河川総務費で工事 1 件、測量設計 2 件、支障物件移設 1 件を契約し、事業を実施しているところであります。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

はい、事業別に簡単な御説明をいただきました。現実に先ほど説明をいただいた事業箇所が発注がおくれたり、困難であったりとか、完了がおくれるとかそのような事例がございますか。あればお答えください。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。現在のところ発注がおくれるとか工期がおくれるとかそういった問題はまだ発生しておりませんが、現在発生しております課題、問題としましてはまず 1 点目としまして、幹線道路の拡幅要望がありました地区で、道路測量設計業務を発注し、現地調査を行っていたところ、現道に隣接する農地所有者から事業について反対を受け、この区間の事業実施が困難な状況となっております。この方につきましては拡幅事業の実施自体に反対をされているため、地元と協議、調整を行いましたが、この路線の全線拡幅は困難となっております。この路線の全線拡幅は困難とはなり

ますが、拡幅予定区間の宅地まで整備することができれば、緊急車両が進入することが可能となり、整備効果は十分あると考えておりますので、一部区間とはなりますが、整備を進めてまいりたいと考えております。

道路の拡幅、要望箇所につきましては今後もこのような事態が発生すると思われますが、地元との協議、調整を行いながら地権者との交渉を進め、事業を実施していきたいと考えております。

2点目としましては、先ほど3件と申し上げましたがけくずれ住家防災対策事業の実施要望がありました方につきまして、この事業実施にあたっては分担金にかかる一定の個人負担が必要となっており、加茂地区においては地域振興策の一つとして、事業に必要な個人負担を軽減するようにもしておりましたが、この個人負担を準備することができないとのことであり、本年度の事業実施を見送ることとなっております。

以上が、現時点で地域振興策の実施にあたっての状況となっております。

4 番（下川芳樹君）

はい、わかりました。幹線道路については以前の議会定例会の中でも是非この機会に完成をさせていただきたい。その大きな問題となるのはやはり用地の問題が一番大きいんじゃないのかなど。ぜひですね、問題のあるエリアについてはですね、町のほうも積極的に御参加をいただいて、その話し合いの中で用地等の必要性があればぜひしっかりと取り組んで完成をさせていただきたい、このように考えております。

あと、3月の定例会でもうちょっと確認をさせていただきました、その事業遂行する上での人的な問題であったり、組織としての課題、そのようなものがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。人員配置の観点からのお話、答弁させていただきます。

地域振興策の実施に当たりましては、現在、高知県から令和3年度末までの予定で職員2名が派遣されておりますが、令和4年度以降の派遣につきましても、高知県に対して派遣継続を要望していただくよう、町長にも伝えております。また、町長からは年度途中であっても、職員が不足する場合や派遣を要望するので早めに報告す

るように指示も受けております。

昨年度は高知県から派遣されている職員2名には、地域振興策の業務に従事するほか、町の実施事業である公共土木施設災害復旧事業及びがけくずれ住家防災対策事業の主担当として、さらに、橋梁修繕工事を初め、町単独工事などの業務にも従事していただいております。本年度は地域振興策に係る事業が本格化し、県からの派遣職員2名については測量の補助などを除き、町の業務から離れており、2名が担当していた業務については町職員が担当をしております。

町職員の配置につきましては、地域振興策の実施、多様化する事業実施要望への対応、慢性化する時間外勤務などの状況を踏まえ、昨年度の早期から土木関連事業を担当する建設課技術監理係への人員増を要望してきたところであり、その結果、本年4月に1名ではありますが職員が増員されております。

まだまだ、時間外勤務を行いながら業務を進めている状況は変わらず、万全ではありませんが、昨年までと比べ、事業を実施できる態勢が整い、本年度は町の事業実施、失礼しました。町の実施事業につきましては住民要望に早く応えられますよう、早期発注することができております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

はい、あの、課題でございました県からの派遣職員の皆さんについても、2名の皆さんが今現在活躍をされているというふうなことを伺いました。また、令和4年以降も県に対して職員の派遣を継続して依頼をしていくというふうなことも伺いました。さらに建設課のほうの人員についても、4月以降1名増加をされたというふうなことでございます。

地域振興策は住民の皆さんの痛みや思いを少しでも和らげてくれる希望の事業となります。産廃を受け入れる地域住民にとって、全ての事業が住民の意向に沿った喜ばれる事業につながっていくことが重要です。この事業が住民や担当する職員にとって重荷になってはならない。そうならないためにはみんなが笑顔で事業に取り組める、地域、職場環境が大切です。私も職員の皆さんが笑顔で業務が遂行できるよう、地域、職場の環境をよくする取り組みを今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、職員の皆さんには町民の皆さんに寄り添ったますますの御奮闘、期待をいたしましてこの質

間は終わりたいと思います。

次に、防災無線の早朝 6 時に聞こえてくるチャイムについてお尋ねをしたいと思います。

早朝より、町内全域に響きわたる防災無線の早朝チャイム。朝 6 時の時報を告げるお知らせと、防災無線の機能チェックのために行われている放送だと聞いております。放送が開始されてから、久しく続く日常の光景ではありますが、社会の多様化や新型コロナウイルスの影響などから、労働時間の変化やさまざまな疾病を抱えて苦しんでいる住民からはなんとかならないか、との問い合わせも少なくありません。

安芸市の野良時計ではありませんが、個人が時計を持たなかったころには時間を知る一つの方法として重宝されていた時代もございました。現に、佐川町役場の屋上にも平成の時代まで時計台が掲示されておりました。時計を持たない子供たちや早朝より野外で農作業に従事する皆さんにとっては現在においても必要だとされる意見も少なくありません。しかし、令和を迎えたこの時代に時を告げるために繰り返される朝 6 時のチャイムを必要としない方も増えてきつつあります。

防災無線は緊急時に全ての世帯に情報を伝える必要があります。スピーカーから遠い世帯の皆さんにも等しく聞こえる音量を設定することは大切です。しかし、スピーカーに近い住民の皆さんにとってこの音量は大変大きく、早朝から大きな音量で苦しんでいる皆さんも町内には少なからずおられます。夜勤明けの睡眠を邪魔されたり、ストレスや疾病を持たれて熟睡できない環境の中で、音により十分な生活環境が保てない、このような方も現実にはいらっしゃると思います。

そこでお尋ねをいたします。朝 6 時の放送は必要でしょうか。どうしても行う必要があれば、その理由についてお答えをいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず、防災行政無線における定時の放送でありますけれど、現在は黒岩地区を除く 4 地区では、6 時、12 時、17 時の 3 回、黒岩地区におきましては 10 時、15 時を追加した計 5 回の放送が行われております。

この防災行政無線の定時の放送についてでありますけれど、これ

やはり災害発生時に確実に放送を行うため、普段から正常に放送されていることを確認する必要があります。実際に放送し、放送されていることを確認するには、やはり正常に放送、確認するための最も確実な方法と考えております。

現実に関今更新前の防災行政無線であります、老朽化等でしばしば、しばしばという故障することもございます。そのような際に住民の皆様方から防災行政無線が放送されていないでありますとか、音が割れて聞きづらいとか、途切れ途切れの放送になっているとかの通報を受けております。このようなことで故障が判明し、早期の復旧につながった事例自体が多数ございます。この定時に放送を確認することはこの防災行政無線を確実に運用していくうえで大変有効な手段であるということは考えております。

御質問にありました6時の定時放送の必要性についてでありますけれど、これにつきましては、かなり6時から大きい音で鳴ってかなりやかましいのでやめてほしいというご要望があれば、その朝をやめて、先ほど言いました3回を2回にすることは可能でございます。ただ、その場合はやはり地元自治会等からの要望、それを受けて検討とか協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

はい、自治会の了解があれば4回が3回というふうなお話でございました。

先ほど朝6時放送の必要性で機能が正常であるかどうか、そのチェックのためにというふうなことでしたが、朝6時の放送を聞こえたというふうなことでは全ての地域から連絡を受けたりとか、役場が確認したりとかそういうことしてます。実際に。あの、聞こえなかったよとかいうことの連絡はありますよね、それは。まあ、本当に防災無線としての機能を果たすためにはいざというときには聞こえないと本当に困ります。

この前、担当課のほうに問い合わせをいたしましたところ、令和3年、今ちょうど更新の真っ最中で新しい機器が導入されると。その機器が導入されることによって、地域別にスピーカーの音量調整が可能になると。先ほど総務課長がおっしゃいました自治会の総意があれば、その早朝の放送、やめてもいいというふうなこともちょっと伺いました。先ほど伺ったように、まあなかなか今の旧式で調

整ってというのは難しいとは思いますが、その令和３年更新が終わってですね、しっかりした放送設備が担保されれば、そんなに２時間おきとか３時間おきにぎっちり音で確認せないかんというふうなこともなくなると思います。実際に。そればあいいものじゃないと導入する意味もないと思いますので、ぜひですね、そういう情報についてもですね、各地域にこういうことであれば休止ができるよとか、音量調整できるよとかいうようなことについての情報提供というのもよろしくをお願いをしたいと思います。

時代の変化とともに地域社会の考え方というものはさまざまに変わってきます。日常の生活で必要なものとそうでないもの、これらの見きわめは人の意見の数ではありません。本当に必要なものは少数意見でも残さなければならぬし、必要でないものは少数意見であってもやめるべきだと考えます。行政は町民の皆さんの先頭に立って正しい見きわめをしっかりとさせていただきますようお願いをいたしましてこの質問は終わりたいと思います。

それでは次の質問です。新型コロナウイルスワクチン予防接種状況についてお尋ねをいたします。この質問は多くの議員の皆さんからございましたので、特に２点ほど質問をしたいと思います。

まず、昨日の各議員の皆さんからの質問の中で、国が進める７月末までの６５歳以上の高齢者接種、佐川町においては若干８月にずれ込む方もいらっしゃる。５つの病院、それからかわせみによる集団接種、この流れがずれ込みつつもあるが、８月初旬ぐらいにはほぼほぼ終わると。まあ、病院については再度検討もしていくというふうな流れの御説明がございました。

私は高北病院に申し込みをいたしました。１回目が７月の１７日、２回目が８月の６日ということで、「あらーこのままいったら俺ちょっとやばいかな」というふうな感じもいたしました。あの、５つの病院、それから集団接種会場、なんとかすき間を調整してこれは本人の合意が必要なんです、すき間を調整してなるべく後ろの帳尻がなるべく合うように、なるべく早く進める方法というものはないんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。この６５歳以上のコロナワクチンの接種の予約につきましては、昨日、何名かの議員の御質問にお答えをしたところです。

現在はほぼ、予約される方、御希望の方4千人少しおいでますけれども、現状は予約がほぼほぼ入らないような状況になっております。その中で当初、各医療機関5つの医療機関、それから健康福祉センターかわせみで行います集団接種についての予約を受け付ける中では個別接種を推奨するということで、各医療機関での受け入れの態勢、1週間あたりに受け入れる数等の調整をさせていただいて予約を受け付けを開始をいたしました。

その状況の中でやはり高北病院のほうはどうしても集団接種よりは高北病院で受けたいという方もおいでまして、予約が5月10日の月曜日から受け付けをさせていただきましたが、その中で高北病院の予約の入りが非常に多いという状況を受けて、木曜日の夕方に医療機関はかなりいっぱいになったので、集団接種のほうがあいていますと、おすすめしますというふうな防災行政無線流させていただきました。で、金曜日はその影響もあって集団接種の予約がかなり多くありました。で、そういったところ、特に高北病院さんとは途中経過の中でそういう接種をされる方の誘導といいますか、あきの状況を見ながら町民の方に呼びかけたという経緯が一つあります。

あとは、8月、それでもやはり高北病院で受けたいという方は、それは本人の御希望と、強い御希望がある場合はそれは請け負うという形で受けた結果、8月、最終的には8月が第1回目の接種の方も受け入れたという経過があります。

で、やはり国全体が7月末をめどにということがありましたので、これも受けて最終的にやはり8月の第1回目、高北病院さんで受ける方については再度連絡、個別に連絡をしていただいて、高北病院の枠を、7月の枠を広げて、7月の第1回目のほうに前倒しをします。で、それがなかなか精一杯の状況でありまして、最終的には今の段階では全員の方が第1回目は7月に受けられるという状況。これはほかの病院では7月には終わる。で、かわせみの集団接種についても最終が2回目が7月の25日の日曜日に設定してますけれども、そのような状況になっております。

これは国の方針、特に菅総理がそういうふうにおっしゃったということもありますけれども、やはり個人的なそういった御意向、特にかかりつけのお医者さん、病院で受けたいという方が一定おいでということがありますので、無理に7月末に合わせるということは最終的には町としてはそこは本人の御意思、御意向を尊重して

いるというところです。以上です。

4 番（下川芳樹君）

はい、まあ、昨日の御説明の中で高北以外はほぼほぼ清和、西森、こどもクリニック、藤井さん、それぞれ定数をしっかりかかえて消化が可能であると。集団接種についてもグループを増やすことでなんとか7月末にというお話です。

私がね、ちょっと聞きたかったのは当初、個人接種を推奨されたというふうな流れの中で例えば持病があったりとか、かかりつけのお医者さんのアドバイスを聞きながらワクチン接種を受けると、すごく安心感があって何かあったときにすぐ先生が対応してくれるというふうなことからそちらのほうに無理をして手を挙げられた方もおられるんじゃないかなと。推察をいたします。ただ、先生のほうがいやそれは大丈夫ですよどこで打ってもっていうふうなことなら少しでも早いところへ行きたいなっていう希望もあろうかと思えます。まあ、少人数でもちょっと医療機関すいてそこへはまるようなことがあれば、ぜひそういう誘導も進めつつ65歳以上を速やかに終わらせて次の世代へ移行していくというふうなスピード感を持った接種体制というものをよろしく願いをしたいと思えます。

また、第4波では若者、低年齢層が重症化する傾向が見えてきております。ワクチン接種の先ほど言いましたスピードを上げることで持病のある12歳以上の対象者にワクチンを接種してほしいというふうな御意見もございます。まあ、12歳については今まだ国のほうがしっかり方向性を出していないということで、16歳以上の対象というふうな流れではありますが、いずれ、12歳からの接種が可能となればそのエリアの中に入ると思えます。ぜひ、このことについても御検討いただきたいというふうに思えます。

あとひとつ、ワクチン接種後の証明書の発行。今、世界の流れの中で、例えば海外旅行へ行く、それからいろいろなイベント、それから飲食店、国内旅行に関してもそうなんです、2回の予防接種をしているという証明書があることによってですね、非常に活動がしやすくなる、受け入れ側も楽になる、そういうふうな流れが見受けられます。佐川町においてもそういう2回接種が終わった皆さんの接種完了を示すような、そういう証明書の発行、このことについてお考えがあればただいま申し上げました12歳以上の疾病を持たれている患者に対する早期、これについてはいいわ、これはえい。

まあなかなかまだ決まってないんで、その証明のほう、証明のほうについてはちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。お答えをする前にですね、ワクチンの接種のスピードアップをという話がございました。また、個別接種を進めるという中で、これは事前に主治医の方としっかり相談をしていただいたうえで心配であれば主治医の方に集団接種であるとか個別接種であるとかいうことを相談をしてくださいという話もしております。で、現実には個別接種を予約された方が集団接種にまわるという方もおいでますし、もし、集団接種にという方がおいでましたら健康福祉課のほうに電話いただいたら、まあ、ボツボツそういう方がおいでますので、受け入れをしておりますので、申し添えておきます。

それから、12歳以上はかまわないという話でしたね。えーと、証明書の関係はこれはまあ、ワクチンパスポートといわれるようなものも言われておりますけれども、現時点では接種済み証ということで、接種券のところに終わりましたらですね、接種済証を発行するような形になっております。で、今の時点ではそれがワクチン接種をしたというような証明になりますけれども、それ以外で今国とかが考えられている接種証明書につきましてはこれは佐川町で考えるというよりは国のほうで考えていただくという形になろうかと思います。で、発行主体がどういうふうになるのかということもまだ明確にわかっておりませんので、国の情報等見ながら佐川町で対応しなければならないということであれば、それは佐川町の仕事として対応していくということになります。以上です。

4 番（下川芳樹君）

はい、わかりました。証明書についてはぜひ国の動向、それをずっと待ちよってもしようがないんで、町内だけでもしっかり証明ができるような形の佐川町が認めた証明みたいな形ででもですね、ぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思います。先ほど、回答を求めませんでした。が12歳以上についてもぜひ国の考え方が進みましたら取り組みをお願いをいたします。

昨年の春以降世界中の生活スタイルが激変をいたしまして、2020年はコロナウイルスとの戦いで幕を開け、その収束に向けて多くの国々で取り組みが進んでいるところです。ワクチンの早期接種で被

害を最小限に止めなければならない。各自治体でその進捗は違いますが、この取り組みにかかわる職員の皆さんの力にかかっております。大変な時代ですが、健康に留意され頑張っているというエールを送りまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。新規就農者向けの体験ハウス設置についてお尋ねをいたします。

佐川町においても少子高齢化の波が進んでおります。町内の人口確保、維持をし、将来に町の、将来的に町の発展を図っていくためには移住、定住対策が欠かせません。町はこれまでもこれらの問題を解決するための施策に取り組んでおります。地域おこし協力隊の雇用や定住、新しい産業の育成、住民との連携による地域の活性化など少しずつ成果が現れています。

しかし、まだ十分とは言えません。このことについては6月定例会の行政報告にもあったとおり、第5次佐川町総合計画に基づく事業の進捗状況についての報告の中で、総合計画前半の5年間で終了し、5年間を統括するために実施された全町民対象のアンケートにその答えが出ております。そのアンケート結果では今後5年間に特に力を入れるべき施策の設問で、雇用対策、若者定住、農商工振興等を望む回答が30%を上回る結果となって出てきていることです。町民の皆さんにとってはまだまだ十分ではない、もっと力を入れてほしいとの願いが込められた結果だと私は認識しております。

私は以前から町の基幹産業である農業に力を入れて、新規就農者の確保と定住を図るべきだと訴えてまいりました。農協合併でも既存の農協が取り組んできたレベルは県下統一農協となり、機能が低下しないか、各自治体が取り組んでいたそれぞれの特色が失われはしないかとの不安から質問を重ねてまいりました。

そこで初めに、アンケートを踏まえ、佐川町は農業を基幹産業と捉え、新規就農者の確保と定住に取り組んでいく覚悟がおりでしょうかというところをお尋ねしたいと思います。

副町長（中澤一真君）

下川議員の御質問にお答えをいたします。

農林業、佐川町の核として振興していく覚悟はあるかというお尋ねでございます。先ほどの御紹介いただきましたアンケートの結果で総合計画の前5年間に取り組んできた結果として、次の5年間に、後半に残される課題がその点が大きくあろうかと思っております。

冒頭、町長の行政報告の中でもその点は御説明を申し上げたところでございますけれども、そういった課題を認識したうえで後半5年間に向けて一つは行政報告で触れました道の駅、これを核にした生産を振興してしっかりそれに付加価値を付けてそれを販売をすることで町内の農業所得を上げていく。で、農業が持続可能、経営可能、食べていける農業にしていくそういう役割を道の駅も含めて担うことで農業について、佐川町の基幹産業として育てていく。まあ、道の駅一つでございましてけれども、そういった施策を考案、こうじていくことで農林業の振興、取り組みを進めていきたいとそうように決意をしているところでございます。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

まち・ひと・しごと案はこの総合戦略の中でもやはり定住に向けて、また、後継者の育成、そういうものはものすごく必要だと思います。農業がやっぱり新しく再生されるためには新たな人員がそこに確保できて、初めて新たな農作物が生まれ、その中から加工品も生まれていく、この流れでいうならばやはり新規就農者がその底辺の中で、ピラミッドの一番下の段階で増えていかない限り、佐川町の農業というものは前向きに進まないのかなというふうに思います。

今、聞いた話なんです、新規就農者が中古ハウスを斡旋されて、それを活用して就農体験を行っているというふうな話でございます。私自身このような環境で果たして就農につながるのかなと大いに不安を感じました。その理由は私の経験からなんです、中古ハウスを借りて営農にこぎつけるまでのさまざまな課題の多さです。中古ハウスは本体の部材も、部材というのはパイプの部分とか柱の部分なんです、これがさびや風によって変形箇所が多く見られます。ビニールを張る際にバネを止める鉄塔がさびにより劣化し、強度を失ったり、ハウス周りの止水シートが破れたり、ハウスの谷部分にあるといが壊れていたり、これらを補修するだけでも多大な労力と経費がかかります。さらに条件の悪いハウスでは、以前の古いビニールやバネなどの資材がそのまま放置され、ハウス周りに散乱しているケースなどもございます。これらを片付けビニールを自分で張って、適切な営農を行うまでに心と体が折れてしまいます。経験のある農業者ではなく、初めて農業に携わる者にとってどれだけ大変なことか考えていただきたいと思います。これではまともな就農などはできません。

県内では新規就農者のために最新の設備と機能をもった次世代型ハウスを提供している自治体があると聞き及んでいます。本当に新規就農者の確保に取り組んでいる自治体もあるんだなと感心もいたしました。佐川町はどうでしょうか。現状の施策では真剣に新規就農者の確保に力を入れているとは思えません。

そこで、提案をいたします。県内の先進事例に学び、新規就農者向けの体験ハウスを町の力で設置してほしいと考えます。お答えをいただきたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

お答えを申し上げます。新規就農者向けのハウスはこれを町のほうで整備をして貸し出すということでしょうかね、というしてはどうかというお尋ねかと思います。

お話いただきましたとおり新規就農者の皆さん方が中古ハウスを利用するというこういう事例が確かにあるというふうに聞いております。で、その際に御指摘がありましたようにビニールの張り替えであったり、資材がそのものが古くなってるのでそれを取り替えるとかそういったことで中古だから基本的には安いけれども、予想外の費用がかかったりするということもあろうし、それからそれを使って就農、営農するときには不具合も出てくる、そういう懸念もあるのではないかというふうに、今御指摘いただいたことはおっしゃられるとおりだというふうに思います。

ただ、一方で就農を続けていくことを考えたときに先ほど次世代ハウス、確かにそういった高機能のハウスで先進的な人手がかからない、そういったハウスの普及というのも徐々に広がってきておりますけれども、そういうものに対する投資というのは桁違いに大きくなるんですね。だからこれは考え方であろうかと思いますが、やはり小さく生んで大きく育てる。最初の投資はできるだけ抑えて、経験を積んで一定腕に自信がついてから次の投資を考えるという方もいらっしゃるでしょうし、最初から大きな投資をして、何て言うんでしょうか、自信があればですね、そういうやり方をやるということもそれは選択の問題としてであろうかと思います。

実は町内でその新規就農の支援をしていただいているその農業者の方からですね、やっぱりいきなり、新規就農で人件費というか補助が年間 150 万出るという制度がございます。そういったのを使って就農する方も、いきなり自前のハウスを新品を揃えてやるという

よりは何年かその研修、下川議員は体験というふうにおっしゃいましたけども、研修期間を設けて指導者がついて何年かレンタルするハウスの中で農業の技術を磨いてですね、そのうえで自立をしていく、その間の研修ハウスを町で構えたらどうかと、そういった御意見もいただいております。

で、そのため新規就農を目指す人向けにそういった初期段階、就農の初期段階で使っていただけるハウス、そういうものを町として用意することはできないかということ、これまでも少し検討もしてまいりました。ただ、その検討する中で土地の保有の問題でありますとか、町が所有するあるいはＪＡさんが雇用するという形態も考えられるかと思うんですが、やっぱり借り手が常時いるかどうかというような問題であるとか、いくつか課題が出てきておりまして、何て言うんですか、課題が出てきております。それからハウスを構えるにしてもイチゴのハウスとニラのハウスとさまざまそのつくるものによって設備も違ってくると。そうするとその汎用的なものにならざるを得ない、必ずしもそれが就農を目指す方にとってのニーズに合うのかどうか、さまざま問題があって実は実現に至っておりません。

ただ、実現に至っていないのは一方でお話のありましたように後継者を育てるというのは町としても非常に大きな課題でございますので、どこかで決断をしないかと思うてます。そのためには今までよう決めてないのはですね、やっぱり町としてどういう農業をこれから佐川町として振興していくのか、そういう方針をちょっと決めきれなかったというところにあるのではないかなと私は思っております。農業自体を振興していくということは大きな方針としてあるんですけども、具体的になにを、どこで、誰がみたいなところがなかなか腰が据わってないと言いますか、町として方針を決められてなかったというところに一つ要因があるのかなと思っております。今般、御案内のとおり人・農地プラン、これを実質化せよというのを国の方針で大きく出されております。これはそれぞれの地域でどの農地を一体、将来５年、大体５年から１０年先ということになっておりますけれども、どの農地で誰が、あるいは誰の後継者が何をつくって農業を続けていくのかそれをしっかり決めなさいと、それを地域の農業者が皆さんで話合って決めましょうと。で、その決めた計画に従って国も先ほどの人材育成の支援であるとか圃場整備

であるとかさまざまなソフト、ハードの支援をしていく、そういう方針が出されております。

で、そういうことがありまして、今議会に実は補正計上させていただいておりますけども、人・農地プランの実質化ということを進めるための予算を計上させていただいております。そういうものをまず方針をそれによって方針を定めてですね、そうして今産品もイチゴですとかニラとかいくつございますけども、このエリアでこの後継者をここに、これだけの後継者を育てるためにこういう設備、環境整備をするんだというのをそのプランに基づいて決めたうえで御提案のありましたその研修を、あるいは体験用のハウス、これについてはその対象を決めて、こういう者に対して活用していくんだと、提供していくんだというような方針を決めたうえで必要な整備をしていけたらいいかなと、そのように今現在考えているところでございます。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ちょっと違うんじゃないかなと、私は思います。

あの、佐川町の営農体系って、もうずっと以前から佐川で何をつくってどれだけ収益が上がって、それで地域的にはどこどこが盛んでそれをするためにはどういう設備が必要でどれだけの経費がいる。その作物自体もですね、県内で佐川町なら何々何々って、全て優良品目が定められています。先ほど副町長がおっしゃったその研修機関、まあいうたら認定農業者であつたり、そういう皆さんの所へ就農してですね、就農というかお手伝いしてそこで研修するっていうこともまず大変なんですけど、大切なんですけど、あのレンタルハウスを要望して自分が、まあ、あれもレンタル料支払いながら営農していくわけなんですけど、そこへ至るまでの管理ですね。実際に自分自身が農業に適しているかどうか、経営っていうのはどういうものなのかどうなのかっていうものを、例えば1年間とかお試しをしていくっていうふうな行為が間にあると、その、特に心配をしている、せっかくレンタルハウス建てたのに何年もせずに就農を放棄してしまったとか、そういうふうなことにはつながらず、逆に言えばですね、そこで自分自身で選択ができるのかなというふうにも考えます。

で、前段で申しましたように、せっかく就農しようとしている人間がそういう状況の中で営農をして、そこである程度収益をあげて

その暮らしを成り立たしていくっていうことにものすごく疲れる、しんどい。本当に中古のハウスっていうのは経営するのが難しい、こういうふうに思います。

現在、高知県自体もですね、次世代型のハウスをどんどんどんどん進めていって、高収益それで高就労それで労働力についてもある程度軽減をした形の近代農業を目指していくという流れが進んでおると思います。今後、目指す農業っていうのはやはり若い方が目指す農業っていうのはそういう次世代型のハウスを建設しながら、有効な方法でしっかりした農産物をつくっていくっていう農業にどんどんシフトしていくと思います。その研修をするためになかなか古いハウスをそのまま活用したまんま、その性能であったりとかノウハウもわからないままに、そのハウスについてレンタルしていくというよりはそういうハウスを体験し、また指導もしながら自分は就農に向いてるのかどうなのか、就農についての考え方をしっかりそこで認識をしていただく、これは大変重要なことだと思います。

また、その借り手の問題なんですが、例えば新規就農者、これを集めて買ってくれ買ってくれっていうふうなことを買ってもらえなかったらどうしようっていうふうなことを考えていたら、それこそその本当に新規就農者を佐川で育てるつもりあるのっていうふうに変えられても仕方がないと思いますよ。現実ね、いいハウスだったらお金がかかってもそこをぜひ借りてその営農の糧にしたいっていう方がその新規就農者以外でもたくさんおられると思います。実際に条件がよければ。それならば新規就農者が確保できるまでの間、その今専業でやられてる方がその間そこで利用料を払ってですね、使っていくっていうことも可能です。現実的に。

だからぜひですね、その入口の部門を、そのやらんっていうやめる方向で一生懸命理由を考えずに、やってくださいや。

副町長（中澤一眞君）

私の説明が少し悪かったかもわかりませんが、中古ハウスを使ったほうがコストが控えられるっていうことを経過の中で申し上げました。でも、中古ハウスを使ってやることを推奨すると言っただけ一言も申し上げておりませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

それから結論として申し上げましたのも、まず計画プランを佐川町として今までもつくって、あの基幹作目っていうのがあります。

それをやってきたものをこれからも伸ばしていきたい、基本はそれ変わらないと思っています。ただ、やっぱりそれを担っていただくのは地域の農業者の方々です。あるいはその後継者の方々です。これから、おっしゃられる新規就農を目指されるの方々です。そういう方々がこの土地で、この土地を使ってこういうものを将来にわたって使っていくんだと、これで農業を経営していくんだというプランをつくっていただいて、そこに対してしっかり支援をしていこうということを申し上げたかったんです。

で、そのときに中古ハウスをやってくださいなんて言うつもりは毛頭ございませんので、すいません、そこは私の言い方が、ちょっと長々と手前の話をしてしまいましたので、そこをちょっと伝えられなかったのは大変申し訳ないですけれども、これから今後、将来にわたっての農業経営をやっていくわけですから、午前中の森議員の御質問にも申し上げましたけれども、これからは温暖化対策であるとか、次世代のスマート農業であるとか、それをやっていくのは当然だろうと思います。それを、そういった農業にチャレンジしやすくなるための設備投資をしていく、これも当然必要だろうと思います。

ただ、そのときに的を絞って、たまたまこの人がこういうものをここでつくりたいと言ってるよと、そこに対して支援をできんかえというたらそれは行政の公費を投入する、農業振興するための投資としてはなかなかしづらい。これは正直申し上げてあると思います。ですから、農業者の皆さんが定めるプラン、それを町として当然認めるわけですから、それに基づいた投資であればその制度を、そういった制度の整備を考えていきたいというのが私の考え方でございます。

4 番（下川芳樹君）

そのね、中古ハウスを現実に使っている新規就農者の方が町内におられます。片やしっかりした行政なり農協なりの支援で体験ができる、しっかりしたハウスの環境の中でそれを学ばれてる方もいらっしゃると思います。

なぜ、じゃあ中古ハウスなのって言えば結局ですね、そのそういう体験型ハウス、そういうハウスが町内に建設されてないから、そういう施設をこう探してそういう施設をもう修繕しながらそこで技術を磨いていくしかないっていうのが今の現実です。こんなことは

言いたくないんですが、町と農協っていうのは二人三脚で農家のために農業者のために一生懸命努力をせないかん。どっかでなんか見誤って違う方向見やせんかな、どこ見ゆうのかなっていうふうなことが感じられるようなところがたくさんあります。

農業者あつてのその基幹産業でありますし、農業者がしっかり根付いてですね、地域の農地を守っていくっていうのは今進めている自伐林業と一緒になんですよ。地域の景観保全、それから環境保全、それからいろんな防災的な部分、そういうものも全て農地が守られて初めて地域が守られる。だから農業って本当に大変しんどい仕事なんですけど、そこをしっかりとつないでいくっていうことがすごく大事なことだと思います。

で、行政のほうでですね、やはりその前段で聞きました。計画ありますよね、町を維持していくためにはこの前も言ってましたよね、年間 32 人くらいの方が入って来るのかな、そういう形が維持できれば今後 30 年後、60 年後、こういう形で人口が維持できるというふうな。そういうことを真剣に考えるならですね、やっぱりそこらへんはもっと親身になって考えていくべきかなと。ただし、その過剰な投資をせえとか言いゆうわけじゃないです。その、あまりにもその条件の悪いようなところで体験させてしまうと、もう嫌になって撤退します。すぐに。「もう、こんなしんどいことようしませんわ」っていうことで。そこらへんは指導も合わせて先ほど副町長が言われたその計画に沿ってしっかりと育てていくっていう流れの中で施設も合わせて、今おる方をやっぱり引き上げていけるような体制づくりっていうものを本当に真剣に考えていただきたい、このように思います。いかがですか。

副町長（中澤一眞君）

あの、お話をお聞きしてですね、多分下川議員のおっしゃっていただいていることと私の申し上げてことはそんなに違いがあるとは思えないんですけども、今、最後にちょっとだけすいません。今ある、今頑張っておられる方、そういう方に対する支援と、新規就農、これから新規就農を目指そうとしておられる方に対する支援ということで私ずっとお話をさせていただいてたつもりなんですけれども、先ほどのお話の中で今既に現場で頑張っておられる方に対して何らかの支援ができないか、そういう御趣旨であれば少しちょっと私の答えが違ってたのかもしれませんが、そういう意

味で言えばですね、今、新規就農と言いますか、就農したての初期段階の皆さん方に対する支援ということで、例えばその方が中古で非常に困っておられるとか、それからあるいは次、規模を拡大をしたい、あるいは農業生産技術について身につけたいと、さまざまそれは人によってこれから先のことを考えたときの課題というのはたくさんあるんだろうと思います。で、そういう方々に対してはですね、これは農協さんなのかそのテーマによってあろうかと思いますが、農協さんなのか私ども役場なのかわかりませんが、そういう農業者に対しては、今現在頑張っておられる農業者に対しては私ども、なんと言いますか、相談を受けてその方に寄り添った形での支援、何ができるかということはそれはその都度考えさせていただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。基本的に、研修ハウスにつきましては以前、森議員からも御質問あったかと思えます。で、役場の職員が安芸のほうにも視察にも行っております。基本的には研修ハウスを今後、今の農業者と含めてですね、話し合いをしていく中で、町としては整備していこうという方針を立てています。これは副町長の話の中でもそれは感じていただけたのじゃないかなというふうに思いますが、研修ハウスは整備していく方向で町は考えています。

ただ、その中で、やはり戦略的にどういうふうに佐川の農業を振興していくんだということが明確にあったほうが研修ハウスも整備しやすいというふうに考えてます。

例えば一例を言いますと、今農協の佐川支所のイチゴ部会は今の生産量の1.5倍に増やしたいという目標をもってます。その中で今年も町外から新規就農者、研修生を受け入れて指導を始めております。その中で例えば佐川のイチゴ栽培はこのエリアを中心に今後1.5倍を目標に増やしていこうと決めたときにですね、それを人・農地プランで今後、今年度1年間かけて計画をつくっていこうということにしていますが、その中でイチゴ部会のために研修ハウス、イチゴ農家を今後増やすための研修ハウスはこういうハウスをこの場所に建てたほうがいいだろうということも含めて何かプランづくりができていけばいいなというふうに思っております。

今はイチゴだけの話をしましたが、イチゴ以外に関してもですね、

例えば加茂地区だったらここを伸ばしていきたい、このぐらいの量をつくっていきたい、そうすると加茂地区にこういう形のハウスを、このタイプの形のハウスを研修ハウスとして整備していきましようということをそれぞれ地元の皆さん、まあ、部会ごと、部会の皆さん、部会に入っていない方もいらっしゃると思いますけども、地域の皆さんと話し合いをしながらそういうプランをつくって行って、研修ハウスを整備して農業振興を進めていきたいというのが町の方針になりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

理解は十分できます。計画あって、その地域性に基づいてそこに適切な施設を設けていくというふうなことでのお話は十分理解できます。ただ、現状の中にそうやって苦勞をしながら就農を目指しているっていうところもあるっていうことを、その原因っていうのが何なのかなと。現実にはその農協と行政が一体になって同じ一次産業についてずっと同じ視点で同じ方向を向いて取り組んでいける環境ができればですね、その先進的な農業に取り組んでいく県内でのその先ほど副町長からも出てました安芸とかですね、そういう事例に沿って、安芸はナスとか基幹産業があつて、それを中心に担い手を育てているという環境なんですけど、そんなことは現実本当に、これをつくってこれをつくってっていうことは今現実には困ってる方がいらっしゃるっていうふうなことも頭の中には置いていただきたいかなと思います。

私も自慢じゃないですけど、産業振興畑 32 年です。ずっと国の施策、県の施策、市町村の施策をずっと進めてきた経験がございます。しかし、この行政の中にいると一つも外が見えないっていう部分があります。それ、本当にやめてから初めてわかったっていうことがたくさんあります。現実にはそういう声をしっかりキャッチしてですね、本当に佐川の基幹産業を育てるというふうなところに根も力も注いでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、質問は終わります。

副議長（松浦隆起君）

以上で、4 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで 3 時 5 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 50 分
再開 午後 3 時 5 分

副議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、12 番、永田耕朗君の発言を許します。

12 番（永田耕朗君）

12 番議席の永田でございます。まず初めに、女性の新しい課長さんには御挨拶を求めませんので、御安心くださいませ。

昨日から 8 人の質問がございましたので、多少重複する部分もあるかと思いますが、私の視点でお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1 点目でございますが、指名業者の選定ということでお尋ねをいたします。指名業者の選定につきましては、佐川町契約等審議会で審議との審議会規定があるわけですが、実質は町長の専権事項であると思います。今回、上町の J R 客車収容施設工事と空き家住宅改修工事の 2 件同時に契約違反が発生をいたしました。

私もこの 8 月で議会でお世話になりまして丸 24 年になるわけですが、こうした事例が私は記憶にございません。昨日の西森議員への答弁でも指名停止の要望がなかったような答弁であったかと思いますが、このような事例はめったにあるものではないと考えるものでございます。

町長の行政報告で軟弱地盤対策とか職人の手配が困難、あるいは資材の調達期限の読み誤りとか言われましたけれども、業者におかれましては入札の時点で現場も見て設計図も見て積算をして落札をし、契約をしていると思うわけであります。いかなる理由といえども、言い訳にすぎないと私は感じるわけであります。

今回の契約違反は事業者の規模が小さいのではないかと私も県のほうへの調べをいたしましたが、届け出は 3 名でありました。町への届け出も多分同じであろうと思いますが、この 6 千万、7 千万という工事を 3 人で行うということは到底できないわけであります。しかも、同時期に 3 カ所も請け負っておりまして、そのうち 2 カ所が違反となったわけであります。3 件で 8,800 万。違法ではありませんけれども、丸投げが常態化しているのではないかと。会社の規模

に比べて受注が多すぎるのではないかと私は感じております。

もともとこの工事は9月議会契約議案として落札率99%という問題の請負契約でありました。町民が不信を抱くような契約工事が今回また遅延となり、9月議会でも申しあげましたが、この業者、行政に対して迷惑をかけておると私は思うわけでありまして、99%の落札、そして今回の契約違反、同じ業者が起こしたわけでありまして、行政に対しての迷惑でないかと考えてるわけでありましたが、このような事例、町長は迷惑と感じていないか、まずお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。永田議員の御質問にお答えさせていただきます。

町としましては大変迷惑であり遺憾だというふうに思っております。いかなる理由を述べようが12日遅延したということにつきましては厳しく処すべきだということで、重たい処分として2カ月の指名停止ということで町としては最終的に判断をさせていただきました。以上です。

12番（永田耕朗君）

町長が今、迷惑に感じるということをはっきりと答弁されましたが、昨日の中では町長はこの業者と親しい間柄というようなことを西森議員に対しての答弁で申されておりましたが、やはり、こういったことは公共事業でありますので、やはり町民が不信を感じるようなことが起こってはならないとを感じるわけでありまして。そこで、この指名業者の選定の審査基準、いろいろあると思いますが、事業者の規模、あるいは技術力、信用と、どのようなルールで行っているのか。そしてまた、今回の業者の格付けはどのようになっているか説明をいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。業者の指名競争入札による工事発注にあたりましては、町内業者の方で対応可能な工事につきましてはできるだけ町内業者の方に発注するように努めております。そして、この方針を前提といたしまして、佐川町契約等審議会において、工事一件一件ごとに工事の種類や規模、受注実績、遂行能力を考慮し指名業者を選定し、その審議結果をもとに町長が決定しているものでございます。

具体的には佐川町建設工事競争入札参加資格申請書っていうのを

提出をしていただきます。その申請書にいろんな添付書類を付けておいていただいております。その中に先ほど言いました規模でありますとか信用でありますとかいうのを、の、項目といたしまして高知県のほうが通知いたします経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書というがの写しをこちらのほうに提出するように求めています。そちらのほうはそれぞれの完成工事出来高でありますとか、技術者の数でありますとか、経営状況とかもろもろを評価の点数に落としたものであります。そちらのようなものなども参考にいたしまして、業者の選定にも当たっておるといような内容になっております。以上でございます。

申しおくれました。その、格付けやったですか。格付けというのは現在のところ佐川町のほうでは、例えばAランクとかBランクとか等級とかそういう格付けのほうは行っておりません。

12 番（永田耕朗君）

この指名入札というのは曖昧な部分が大変あるわけでございますが、ただいま総務課長の答弁では格付けをしていないという答弁でありましたけれども、佐川町の入札請負業者資格等に関する規定では格付けを毎年行うということになっておるわけでありましたが、これを格付けをしてないということはどういう理由なのか、まずそれをお伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。今御質問にありましたこの規定についてでありますけれど、この規定は平成 14 年の 9 月 30 日に告示のほうがされております。

ちょっとあの、自分もこの内容を十分承知しておりませんでしたので、ちょっと過去の状況等を聞き取りしましたところ、平成 18 年度以降ぐらいからこの格付け自体は行われていないようでありました。恐らく、その理由につきましてはあくまで私個人の推察と、推測ということになりますけれど、以前は公共工事が多かった時期というのがございました。その多かった時期に比べまして公共工事が減少してきた状況などから、町内事業者の育成、受注機会や雇用の確保、地元経済の活性化などから現在の運用になったのではないだろうかというふうに、私の個人的な推察ではそのように思っております。以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

この佐川町の請負業者等に関する規定によりますと、副町長が審議会の会長ということになっておるようでございますが。そして、この格付けは毎年行ふということで、ランクがＡＢＣと、それでまたＤまであるというようなこととございまして、ＡＢＣＤ、そのランクによって発注額が変わるというような規定表になっておると思いますが、今回、６,９００万の工事が指名競争入札で行われたと。そしてそこにいろいろな問題が発生して、入札の時点での高止まり、そして今回の遅延というようなことになったわけでありましたが、この指名入札の金額にも問題がありはしないかと考えるわけであります。

やはりこういった町民に不信を抱かれるような事例が発生した場合に、指名競争入札というのはある意味では町内業者に仕事を回すというような利点はあるかもしれませんが、また、一方では事業規模よりも大きな仕事を請け負うことによってこういった契約違反が発生するというのが今回の事例ではないかと考えるわけでありましたが、県の場合には今指名競争入札は５千万ということになっておりますが、佐川町の場合にはこれが今無制限なのかどうか、そこら辺をお尋ねをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。明確な規定とかでいうことで定めておるわけではございませんけれど、土木工事におきましては５千万円程度、あと、建築工事におきましては１億円程度をめどに、それを超えるものにつきましては一般競争入札でやるというような運用のほうをしております。以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

昨日、西森議員が業者名を出しましたので私は控えますけれども、こういった小さい町で失礼ですけれども、３人の会社で億に近いような仕事を年間やれるというのは不自然じゃないか。同業の建設業界の会員の方の中にもそういった声を発しておる、私どもにもそういうことを現に建設協会の会員の方が言われておる。やはりそこはもうちょっと執行部としても町民に対して公平公正というわかりやすいやり方をすべきじゃないかと考えるわけであります。

今、格付けもしてないと。規定も守られていないというようなことで、格付けがあればまたその程度によって入札の金額も変わってくると思いますけれども、今は従業員もたくさん抱えておる事業者も、あるいはかばん業者、失礼ですけれどもかばん業者という言葉

もこの業界にはあるわけですがけれども、かばん業者に近いような方でも入札に入れるのか。そこらへんがちょっとわかりにくい不透明な町民が疑問を抱くところでもあります。

今後こうしたものに今回のこのこういった違反が発生した、これを契機にして、やはり入札のあり方、指名競争、あるいは一般競争、やはり見きわめするべきじゃないか、やはりその公平公正ということが一番重要じゃないかと思いますけれども、町長、そこら辺の見解を。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。あくまでも公平公正に7年8カ月やってまいりました。それは理解をしていただきたいなというふうに思います。

昨日の西森議員からの質問に対して、今回契約違反となった建設会社の社長と私は小中高の同級生で、親しい間柄ということは多くの町民の皆さんが御存じのことだと思いますという話をしました。そうであるからこそ、疑念を抱かれないように入札の運用に関しても指名競争入札でどこを指名するのかということに関しても、私の恣意的な判断が入らないように全ての入札をやってきました。そういう部分では全く問題ないというふうに考えております。

ただ、今回契約違反という重大な事例、事故を起こしたということに関しては大変遺憾に思っております。しっかりやってほしいなというふうに私自身強く感じております。

先ほど、3人で1億ちょっとありえないんじゃないかという話がありましたが、私も建設業にかかわった人間として言いますと、中小零細の建設業だと一人1億という売り上げ数字というのを一つ目標にします。ただ、あまりにも少ない場合はなかなか一人1億というわけにはいかないでしょうが、私が経営してた会社は5人で3億から4億の売り上げをあげてたという時期もあります。ですから、一概に人数で適正な売り上げっていうのはなかなか計れるものではありません。

また、入札のランク付けに関しましては、私の前町長のときにランク付けはやめております。やめた時点では必ず理由があったはずですが、やめたというときに規定を修正をしていただいていたればよかったと思いますが、私はあくまでも前町長の入札のやり方、指名の仕方、それを引き続き踏襲をして、私の何か特に恣意が働か

ないようにということで総務課長にも任せて、入札担当の職員にも任せてずっと粛々とやってきました。そういう意味では特に問題があつて何かを恣意的にやってるということとはございませんので、それはしっかりとお伝えをして、永田議員には御理解をいただきたいとそうように思います。以上です。

総務課長（麻田正志君）

すいません、町長が答弁した内容を訂正するのはちょっと心苦しくはありますけれど、この、今先の発言で町長が前町長の時代で取りやめたと申しましたけれど、私は前町長のときに取りやめたということではありません。

確認したところ、平成 14 年に制定をされてから、その 14 年から 17 年度までの、当時の担当の方、担当の課長ですけど、課長に聞いたところそのときはやっておったよと。そして、18 年度からの課長に聞いたときにはやってなかったよということから、少なくとも 18 年度以降からはやってないということでありまして、実際、いつ今の運用になったかということとはちょっとわかりません。実際上は前々町長のときかもわかりませんし、前町長のときからもわかりません。

すいません、そこはちょっと町長の答弁を訂正するようで非常に心苦しいですけど、ちょっと訂正をさせていただきます。

副議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 29 分

副議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

はい、私のほうから先ほどの答弁について修正をさせていただきたいと思いますが、私は総務課長から平成 18 年にランク付けがしなくなったと聞いていたものですから、前町長のときにランク付けをしなくなったというお話をしましたが、それもはっきりとした断言できるということではありませんので、私の答弁は修正をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

12 番（永田耕朗君）

まあ以前の町長のときにやったやらないとなると今すぐにここでは難しいかもしれませんが、今こうして佐川町の請負業者資格に関する規定がある以上はこれが行われていないということには問題があるろうと。これはあくまでも副町長が会長ということでありますので、もう一度これにつきましては協議をいただきたいと思います。やはり、こういった重要な公共事業に対しての格付けは毎年行い、町長に報告すると、この規定の中にうたっております。それが過去の事例がどうあろうと今行われてないということは問題であるろうと思います。

今回こうした業者の違反というものは表に出てきたということで、いろいろこういうことがまた取り沙汰されておるわけでありましてけれども、先ほど申したように指名競争入札と一般競争入札とは紙一重という部分もあると思いますが、今年の国交省の事務次官から各知事に宛てられた書面で、この書面の中にも市町村に対しても速やかにこの趣旨を徹底されるようにということが知事のほうに、各都道府県知事に通達がっておりますが、その中で指名競争契約についての部分で少し、今回の佐川の事例と関連があるかもしれませんので、読み上げてみますと、指名競争契約について、運用いかんにより指名が公正を欠く恐れがあること等の問題点もあるということが通達の中に書かれております。また、施工能力の劣る建設業者、あるいは不誠実な建設業者を排除することが可能というようなことも書かれております。また、特定の建設業者への受注の隔たりを防止することができるというようなことも書いておりますけれども、今回、これに反するような部分が今回の業者には発生をしておると感じるわけであります。

その特定業者への受注の隔たり、これがまあ、3名の会社で同じ時期に3件受注をされておる。すなわち指名をされておる。8,800万。こういうことがやはりこれが果たして公正な指名であるかどうか。町長の専権事項でありますので、町長はどうとでもここで答弁は言えれると思いますけれども、私ども一般町民から見れば、「なんで」と。3件も大きな仕事を同時期に抱えるというようなことが指名競争入札の、指名競争の弊害というようなことをこれに、事務次官の通達でも書いておる。今回これが、こういった事例がちょうど当てはまる。これは2021年6月4日付の通達であります。これ6月

の通達。やはり、その指名競争入札を少し、今回のようなことが起こるとなれば考えるべきじゃないかと。一般競争入札であればこういうことがなかったかもしれないと感じるわけであります。

ぜひ、ここで時間を費やしても仕方ありませんけれども、副町長が会長で格付けを町長に毎年報告するという、今のところ規定が生きておるようでございますので、ぜひそういうことを守りながらこういうことがおこらないような業者の選定というのが必要であろうと思いますので、ぜひとも町長、気をつけて頑張ってくださいと思います。どうぞ。こんな町内業者のことについて私ども同じ町内の議員が言いにくいことを言うという大変心苦しいわけでありませうけれど、しかし、住民の声がある以上は私どももこういう場で発言をしなければならない状況であります。ぜひ、こういったことが二度と起こらないようにしっかりと監督もしていただかなければならないと。また、業者の選定もいただかなければならないと思いますので、ぜひ副町長、何か答弁をしたいようでございますので、ひとつお願いをいたします。

副町長（中澤一眞君）

一言お答えをさせていただきたいと思います。御指摘のありました規定、その存在、私は契約審議会の会長という立場でございますが、で、ありながらその存在自体、申し訳ございません。これはあの、着任以来そういった存在があること自体を承知をしておりますでした。その点は本当にここでお詫びを申し上げたいと思います。そのうえで今御指摘がありました格付けの問題であったり、その指名のあり方であったり、今まで、今までのやり方を私自身も踏襲をしてきたつもりでございますし、その運用にあたって何らの恣意もない。

で、先ほど国交省の通達で読み上げていただきましたその判断項目というのは、これは確かにそのとおりだと思うんですけども、その判断いかんでこれがまた恣意的なことにもなりかねない。だから非常に慎重な判断を要する事柄だと思います。ただ、お話のように今回こういった事故といいますか、あってはならないことが起こりましたので、これを契機にその指名のあり方、タイミングのあり方、発注量のあり方というのは改めて検討をさせていただきます。

で、格付けに関してはその規定の、規定をそのまま運用するのか、今の時代に合ってるのかということもこの機会にしっかりと勉強させ

ていただいて、見直し、必要であれば見直しをさせていただきたいとそのように考えております。以上です。

12 番（永田耕朗君）

先ほどの答弁の中で町長が迷惑をかけておるということをお認めになりましたので、町民みんながこれは迷惑をこうむったということでございますが、ぜひ、こういう迷惑行為を起こさんように町長のお友達にも指導のほうをよろしく願いをして次に移りたいと思います。

前後いたしますけれども、次に高齢者に対してのタクシーチケットの配布ということでございますが、人生 100 年の時代に向かっている中で、超高齢化社会へと進んでおりますが、佐川町では福祉ガソリンチケット、あるいはタクシー券を配布しております。年間 400 万ぐらいであろうと思いますが、ぐるぐるバス、また、タクシーチケットによってある程度住民の足は確保されていると思いますが、地域によってはまだまだ課題もあるわけでございます。

最近、高齢者の方々が運転免許証の自主返納が増えておりますが、返納したあとやはり不便だといわれる方が多いわけでありまして。自分で車を運転していたものが、免許がなくなると大変不自由なわけでありまして。送り迎えをしてくれる家族がいる人はまだまだありますが、独居の方、あるいは車のない高齢者は通院、買い物にも苦労をしております。いつまでも車に乗りたい思いはあるけれども、テレビ等で高齢者の交通事故が報道されると返納もいたし方ないというような話であります。

今、佐川署管内では年間に 100 名以上の方々が免許返納をいたしております。警察のほうで、返納の際に 1,100 円出して免許の経歴証明書というものをつくれば、黒岩観光バス、あるいはぐるぐるバスは半額で乗れるようでありまして、高知市のほうでもタクシーの割引券が出ているようであります。

私の知り合いにも自主返納した方がおいでますが、人工透析を受けている方でありまして、ぐるぐるバスのルートでありますけれども、時間が合わないというようなことで、自転車で 4 キロメートル以上の距離を病院に通っております。

こういった状況で独居の高齢者、免許の返納者たちに対してタクシー券の配布というものがこれから求められるのではないかと考えるわけでありまして、どなたか御答弁を願います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

永田議員の御質問にお答えをさせていただきます。この高齢者の方の移動手段といいますか、その確保につきましては佐川町内ではＪＲ、それからバス、タクシー、といった従前からのある地域公共交通に加えまして、平成 29 年度からは先ほど永田議員おっしゃったぐるぐるバス、これは町内 5 地区を結ぶという形の路線を組んで運行を開始をしております。

それから、町内 5 地区に整備をされたあったかふれあいセンター、こういったセンターに通われる方の送迎、それから買い物支援ということで、地域の関係者、力を合わせてきめ細やかな取り組みを町としては進めております。

また、障害者の手帳を持っている方、対象とした福祉チケット、これについては大部分が高齢者の方ということで、障害者の施策ではありますけれども、これも高齢者の移動手段の一翼をになっているというふうには考えております。

現時点ではこういった取り組みがあって、永田議員がおっしゃった高齢者のタクシーチケットいうものについては制度化する予定はありませんけれども、例えば運転免許の自主返納、そういった方々も増えております。高齢者を取り巻く環境というのは年々厳しくなるということは想定をされますので、タイムリーに高齢者の生活実態、それから移動手段の確保についてのニーズ、これを把握しながら、全体の地域公共交通施策の中で検討はしていきたいと考えております。以上です。

12 番（永田耕朗君）

まあ、課長の今の答弁で今のところ考えてないというような判断かと思います。当然、今ここですぐに決断ができるというようなものではないと思いますけれども、今後ますます高齢化人口が増大する中で、こういったものを検討していかなければ、もちろんぐるぐるバスで利用されておる方もありますけれども、まだまだ利用、ぐるぐるバスまで行くまでに大変。あるいはまたぐるぐるバスの時間に制約があるというような方も現実いるわけでありまして、もっともときめ細やかな庭先まで車がほしい、あるいは自分の自由な時間に病院に行きたい、あるいは買い物に行きたいという現場の声が多々あるわけでございます。

昨日今日ですか、町長の事業成果の中で自伐林業あるいは協力隊、

こういった大きな予算の事業が保持されましたけれども、本当にこの高齢者にとりましては自伐林業とかそういう協力隊、全く関係のない次元でありまして、本当にその地域で生活しておる方々が今日、明日、明後日のことを考えなければならない状況であります。そういった方にも手を差し伸べるというのが行政であろうと思います。その派手な部分は派手に町長も成果として見えるかもしれませんが、一人400万というような協力隊に対しての交付税が使われるということで非常に派手ではありますけど、その一方で明日の病院へ行くのにどうしよう、明後日買い物に行くのにどうしよう、と本当に毎日に不安を抱いている方々の生活の様子、そういったものも感じ取るのが今の行政の必要なところではないかと考えるわけであります。

今後、課長の一存で今高齢者にタクシーチケットの増大配布ということは厳しいかもしれませんが、町長に申し上げておきたいのはそういった大きな事業も大事ですけども、小さい、小さい田舎のじいちゃんばあちゃんに対しての思いやり、こういったものも必要じゃないかと考えますが、町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。永田議員も御理解いただいていると思いますが、高齢者の福祉に関わる事業もいろいろと手を入れてやってまいりました。その一つが地域公共交通としてのさかわぐるぐるバスの運行です。

これは私が8年前に多くの住民の方、一人一人高齢者も含めてお会いしてお話を聞く中で、「いやーそういうバスを走らせてほしいな。本当、移動が大変なんだよね。」という声をたくさん聞いてですね、「今までも何回も何回も町には要望を出しゅけども、やってくれんのよね。本当に困っちゃうんよ。」という話があって私は8年前就任をさせていただいてから本当に難しい案件でしたけども、このさかわぐるぐるバスの運行の実現まで至ることができました。

このぐるぐるバスだけではなくてですね、あったかふれあいセンターを町内5カ所に整備をする。これは前町長からの流れを受けてですね、しっかり地域、地域で高齢者の皆さんが集まる施設を整備して、支援もして財政的になかなり負担もして高齢者の福祉、地域の福祉に対してかなりてこ入れをしてまいりました。

永田議員おっしゃいますように年々年々社会の要望といいますかですかね、社会の要求、人の要求、要望することってというのが変化をしていきます。元気だった人が10年後本当に車に乗れなくなる、そういうことも当然あります。その中で皆さんからの要望が多様化をしていくなかで、限られた財源の中でどのようにそれを配分をしていくのか、このことを考えて実行していくということがすごく大切だと思ってます。

今回、永田議員のほうから貴重な御意見もいただいております。さまざまな角度から高齢者初め、障害のある方、障害のある方も全てに対して移動を役場として補償できているわけではありませんが、限られた中で福祉の面での移動ということについてどのように施策を打っていったらいいのかということは、多くの皆様に御意見も伺いながらしっかり考えて、また、時代の変化に合わせて実行していきたいなというふうに考えてます。以上です。

12 番（永田耕朗君）

そのぐるぐるバスの成果、これも一つの成果でありまして、それを認める、認めんわけではありません。それはそれで成果としてぐるぐるバスを利用されている方、便利になってきたと。しかし、住民の行政に対しての要望というものは無限でありまして、一つ達成できたらまた次の要望が出てくる。また次の要望ができたまた次の要望が出てくる。これはもういたし方ない。そうしたものがやっぱり行政がやらざるを得ない部分じゃないかと思います。

公共事業にしても一つの工事が済んだ。そしたらまた次の仕事を構えんと業者は仕事にあぶれる。こういったものでやっぱり行政というのは仕方がない、無限に次から次へ求められるものじゃないかと思います。

ぜひ、ぐるぐるバスでカバーできてない方、また、免許返納された方、独居の高齢者、ぐるぐるバスでカバーできない部分にも次のサービスとして検討に入らなければならないんじゃないかと考えておるわけでありまして、今ここで結論を求めるものではありませんけれども、行政に対しての住民の要望というものは無限であるということをお願いしたいと思います。

続きまして、小中学校の遠足、旅行についてお尋ねをいたします。

新型コロナ禍の業績が悪化した多くの事業者に対して県の信用保証協会が保証した2020年度の融資は前年度の5倍、1,908億円で過

去最高となっております。業種別では飲食や卸、小売、建設、宿泊、運送、医療、福祉の利用が目立っております。ちなみに 2008 年度のリーマンショック時が 1,074 億円だったそうでありまして、今回の高知県の景気の落ち込みがひどいことがわかるわけであります。

町内でも飲食業、タクシー、バス等大変厳しい状況になっております。今回は町立の小中学校の遠足や旅行について町内のバスの利用をお伺いをいたすところであります。町内にもバス会社が 1 社あるわけですが、従業員を抱えて大変苦勞されておる。事業者は雇用を守らなければ、運転手、またその家族の生活がかかっております。

そこで、町内の小中学校の遠足等への町内バスの利用の状況等をどのように認識しているのかお尋ねをいたします。

教育長（濱田陽治君）

はい、永田議員の地元バス利用をとの御質問にお答えを申し上げます。

町内の小中学生がバス等を利用して校外で活動することにつきましては、中学校の部活動、それから小中学校の遠足などの校外学習、修学旅行などの宿泊を伴う学習の 3 つの場合がございます。

まず、部活動における試合などについては教育委員会のハイエースや町有のバスを使用し、不足する場合に町内のバスを使用しております。

遠足などの校外学習につきましては日常的に町有バスを使用している学校が 1 校ありますが、他の 4 校は大筋町内のバスを使用しております。

一方修学旅行につきましては各校が町内の業者、バス業者から旅行請負の見積もりはとっております。他の旅行代理店から見積もりをとっております。これは旅行代理店もそれぞれの得意分野があると聞いておりますので、その関係ではないかと推測しますが、他の旅行代理店を利用する場合でも、バスは地元のバスをという希望を伝えて利用することがありますので、今後どの旅行代理店にも見積もりを依頼する際にも、バスについては地元のバスを利用の条件として検討するよう各学校に働きかけをしていきます。

それと、ただいま町内、ただしですね、町内のバス会社の所有するバスも限度がある中で、コロナ対策で一つの座席に子供一人という座り方をしておる関係でそのバス会社の対応できない台数になった場合にそのバス会社から他のバス会社に応援を求めるということ

はありますので、そのあたりは御理解いただきたいなと思います。
以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

今教育長の言われた答弁のとおりであろうと思いますが、私が調査と申しますか、情報収集をしたところでは、小学校の修学旅行については今教育長が言われたとおり、旅行会社からバスの手配をするというような状況だそうであります。

また、遠足については各学校の先生方の申し送りというようなことでバス会社に声がかかったりするというようなことだそうでございます。そしてまた黒岩小学校につきましては町のバスを利用しているとも聞くわけであります。費用の軽減にはつながるかもしれませんが、安全性などに考慮した場合はいかななものかと考えるわけであります。

今、せめてこの新型コロナの影響をもろに受けて厳しい状況におかれている間だけでも修学旅行あるいは遠足に対して地元のバスの利用を学校のほうにお願いをできないか。当然、強制をするものではありませんが、先生方、あるいは保護者の方々に御理解をいただくような手立てを教育委員会のほうでも検討すべきではないかと考えるわけでございますが、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

町内のバス業者さんも快適性、安全性の面で極めてすぐれておられますので、そういうことも合わせてそれは積極的に働きかけをしてまいります。以上です。

12 番（永田耕朗君）

なんと言っても先生方、あるいは保護者の御理解をいただくというのが前提でありますので、ひとつそこらへんはよろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、職員の辞職についてお伺いをいたしますが、3月議会でも西森議員がこのことについては質問いたしておりましたが、私も私なりにわからない部分がございますのでお尋ねをいたします。

ここ何年か職員の辞職が非常に多いと聞くわけですが、辞職理由というのは当然、皆、一身上の都合と書かれていると思いますが、やめた職員の本当の辞職理由を町長、副町長はどのように受け止めておるのか。また、休職中の職員もおると聞きますが、役場の中が異状な状態ではないかと感じるわけでございます。

県庁へ2名採用というような話も聞くわけでありまして、そういう人はえい方向であろうとおもいますが、一方で佐川の役場をやめて仁淀川町役場に勤めておる人もおいでると聞くわけでありまして。そういうことを聞くと、公務員が嫌で佐川の役場をやめたわけではないと思うわけでありまして。佐川の役場の中に何か問題があるのではないか。3月議会で西森議員の質問に対して副町長はやめる理由は人それぞれ。こんな軽い言葉で済まされる問題ではないと思います。

町長はたびたび世界一幸せなまちというようなことを言われておりますけれども、役場職員も佐川町民であります。公務員の職を選んで、その職を辞職しなければならない。とても佐川町民として幸せは感じていないと思います。世界一なんてほど遠いと思います。会社の社長ならば社員がやめようがどうしようが関係ないかもしれませんが、役場の職員が次から次にやめるということは、行政の責任、行政の長としても道義的な責任がありはしないか。やめた職員の数、辞職理由と詳細を説明を願いたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。退職した職員につきまして、最近5年間の年度ごとの退職者の数のほうをお答えさせていただきます。

平成28年度におきましては1名の職員が退職をしております。これは定年退職を除くものです。平成29年度は2名の職員が退職をしております。平成30年度は5名の職員が退職をしております。令和元年度は2名の職員が退職をしております。令和2年度は4名の職員が退職をしております。

退職の理由についてでありますけれども、これは3月議会等でお答えいたしましたとおり、これもう人それぞれ一人一人それぞれの考え方や思いがあつての自己都合ということで新しい道を選択をされております。結局は佐川町役場で定年まで勤務し続けていくより、新しい道や生き方を選択する気持ちが強くなったということだと思えます。

このうち、私が知ってる範囲では14名のうちの半数は新しい道と言いますか、ほかの、例えば公的団体であつたり、そういう道のほうに進まれておると思えます。そのほかの方につきましては本当に一身上の都合という理由になっておるとのことだと思えます。以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

それはみんな、誰も一身上の都合という辞職願であろうと思いますけれども、5年で14名の方が辞職をされておると。こういった事例は異状じゃないかと。せっかく公務員を目指して厳しい難関を突破して職員に、公務員として佐川町に入庁した。そしてそれが志半ばで仕事をやめるということは非常に何かこの役場の中で問題点がありやあせんか。それはやはり町長、副町長にも責任が、道義的に申しますか、責任がありやあせんか、上司として。そこをお尋ねしておるわけですが、町長、副町長はこれほど多くの職員がやめられるということを異状として感じないのかどうか。

この議会の声は庁舎内にも届いておると思いますけれども、本当に今この庁舎内の職員が楽しい職場で仕事ができるのか、一般住民が佐川の役場に行ったときに「職員が、しょう暗いのう」とそういう声が多々あるわけでございます。越知町、あるいは仁淀川町へ行ったときには職員が接し方が、町民に対しての接し方が全然違うというような声が多々あるわけであります。今この佐川町の庁舎内は非常に空気が重い。そういった声があるわけですが、町長とか、町長、副町長、そういったことを、そういった声をどう御判断されるかお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。役場職員が暗いという話が多々あるとは私は思っておりません。私のところには役場明るくなったねと。役場本庁舎改装もしたということもあるかもしれませんが、ちゃんと声もかけてくれるようになったねという声はかけていただきます。

永田議員おっしゃいましたようにこの5年間で14人退職をしたということは大変多いなと私も感じております。ただ、この中には定年間近で重い病を患われて定年までいるのは心苦しいということで退職をされた方も含まれております。若い方でやめられた方もいらっしゃると思います。本当さまざます。ただ、やめていく職員、全て、全員の話を私はしっかり聞いております。この場で言えない理由もたくさんあります。永田議員おっしゃるような組織として問題があるのではないかと考えたこともあります。それは改善できることだというふうに思って私は役場の職員、全ての職員に投げかけをしてきております。なかなかすぐに組織としてすぐに改善されるという

ふうには思いません。不可抗力的なこともあります。ここでは言えませんが、本当に大変だったねという声をかけてあげた職員もいます。

私のところにかかなりの数のやめた職員が私の話を聞いてほしいということで町長室まで来ています。話を聞いて聞いて長い人は1時間以上話を聞きました。一生懸命受け止めてきて、やっぱり私は町長としてこの役場組織を少しでもよくする、元気にする、楽しく仕事ができるようにするという責任を私は負ってます。そのことに関してできることを一つ一つ地道なことですけども、やり続けています。確実に役場組織はよくなっています。新型コロナのことがあって、仕事量も増えてます。けど、住民の幸せのために、住民の皆さんのために一生懸命やらなければいけないということで役場職員頑張ってくれています。

議会事務局長が6月1日で執行部から異動になったということも執行部としてはなかなかしんどい思いをする一つにもなっております。2人でなかなか上手に答弁ができないこともあったかもしれません。ただ、一丸となってこの難局を乗り越えようという姿勢は、職員、全ての職員に私は伝わっていると信じて毎日仕事をしております。ですから、永田議員におかれましても御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

12 番（永田耕朗君）

私も理解はしたいと思えますけれども、私にもわからない部分があります。というのはやはり14名の方々が辞職、定年を待たずしてやめると、やめたというのは事実であります。これはやはり町長は今やめたい方の話を聞いたということでありますけれども、まあ、全てそれが町長に打ち明けたことかどうかはわかりませんが、やはり、声なき声というものがありはせんか。やはりこういった人生の思い切った転換をする、それも今こういう時代で公務員になれたということはすごいことだと思いますけれども、あえてその道を閉ざすと、自ら閉ざすということはそれなりの重い理由が表に出てこない理由があったのではないかと考えるわけでありまして、町長も今この役場庁舎内のトップとしてそれだけの職員の人生がかかっておるわけでありますので、ぜひともそういったことをこれから考えながら職員のケアと申しますか、表、声に出てこない部分をくみ取りながら見ていく必要がありますと考えるわけであります。

まあ、一身上の都合、人それぞれというようなことではあまりにも佐川町としてはむなしさを感じる、世界一幸せなまちを目指すと言われる町長であればこそ、職員もこの庁舎内で仕事をして幸せにならなければならないと考えるわけであります。ぜひ、今後こういった辞職者が出ないような職場というものを切り開いていただきたいと願っておきます。

続きまして、最後の一つであります、町長の職命ということで通達をいたしておりましたけれども、職務命令ということでしょうか、めったに聞かない言葉であります、3月定例会最終日の3月12日の午後に議長、前議会事務局長、そして総務課長の前で町長が職命で議会事務局長を配置しないということを言われたわけであります。以来、4月5月と議会事務局長が不在できたわけであります。6月定例会議案審議はできないのではないかと私は考えておりました。また、近隣の町村議長からも大ごとになりはせんかよというような電話が再三かかってきておりましたが、6月1日をもって新しい事務局長が決まり、定例会が開会できたことはよしとしなければならないわけであります。

しかしながら、4月5月の例月監査も事務局長不在で行ったということで、十分な体制ではなかったと考えるわけでありまして、佐川町制の歴史の一つに汚点を残したのではないかと考えるわけであります。いかなる感情的なものがあるだろうと今回の町長の職務命令発言はあまりにも乱暴ではないかと。もっと厳しく言うならば、おごりと言われても仕方がない発言ではなかったかと。事務局長を配置したからとそれで済んだという問題ではないと私は思います。

町長に就任されて8年近くたつわけでありますが、いまだに一部議員と確執があるわけであります。職員も辞職者が多い。何か疑問を感じるわけであります。

今回、特に感情的なものがあつての発端であつたかと思ひますけれども、一度吐いた言葉は飲み込めんわけでありまして、もう少し町長も反省をするべきじゃないかと考えるわけであります。

町長は子供たちに論語を教えておるということでございますが、町長として君子になるべきじゃないかと考えるわけでありますが、いかなるものでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。なかなか君子になるのは難し

くてですね、今は一生懸命修行している最中でありますので、今後
もぜひ厳しい指導をいただきたいというふうに思います。以上です。

12 番（永田耕朗君）

君子という言葉をはひもといってみますと徳が高く品位ある人格者とい
うことでありますが、やはりその町長も今私がこういうことを言
うとはらわたが煮えくりかえって腹が立っちゅうろうと思いますが、
まあ、人が言われたことで腹が立つというのはまだ君子に遠いわけ
でありまして、人に言われても腹が立たんなったら君子に近づいて
いるとを感じるわけでありまして、私も少しでも君子に近づきたいと、
腹が立たんような人間になりたいと考えるわけであります。

まあ、今回私がこういうことを言っても、町長に言っても釈迦に
説法ということかもしれませんが、やはり、執行部にしても議員に
してもやはり品位ある人格者を目指すべきじゃないかと。そうした
ら自然にえい流れになるんじゃないかと考えるわけであります。ま
あ、今回この問題をあまり町長の名誉を傷つけるような格好になっ
ても選挙も近いわけでありまして、名誉を傷つけてもいいませんが、
ぜひとも、職員に言われても議員に言われても町民に言われても腹
が立たんように人が大きく心が丸くという言葉があります。己は小
さく気は長くということもございますので、一つ釈迦に説法をして
私の質問を終わります。ぜひ、発言に気を付けて答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

はい、永田議員の激励の言葉にお答えさせていただきたいと思
います。

不思議と今日、永田議員から質問をいただきまして全く腹が立っ
ておりません。本当なんでもかなって思いますが、全然、腹が煮えく
りかえってないのが不思議であります。一生懸命修行すればするほ
どそうなれるのかもしれませんが。

この7年8カ月でいろいろなことがありました。藤原議員からい
ろいろ温かい御指導をいただいたこともあります。7年8カ月振り
返ってですね、それほど腹を立てたって、ものすごく怒ったって
いうことがなかったなって思ってます。本当にありがたいことだ
なと思ってます。

私は若いときは友達から瞬間湯沸かし器だねと言われたことも実
はあります。永田議員からも皆さんからも、議員の皆様からも鍛
えていただいてですね、少しずつそういう辛抱強くなってる部分

もあるんじゃないかなというふうに思ってます。

永田議員から激励をいただきましたので、できるだけ品位ある仕事ができるようにですね、議員の皆様と意見を交わしながら、今後とも町政運営に邁進してまいりたいと思いますので、引き続き御指導よろしくお願いをします。以上です。

12 番（永田耕朗君）

最後に町長が今日腹が立たんかったということを聞きましたので、町長も君子に近づいているということでございますので、御期待を申し上げてこれで質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（松浦隆起君）

以上で、12 番、永田耕朗君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

本日の会議はこれをもって終わります。

次の開会を 10 日の午前 9 時とします。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 4 時 20 分